平成31年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

平成31年2月21日(木)

開会 午前10時00分 閉会 午後14時49分

◎出席議員(12名)

1番	小 堀	道和	2	番 髙	田	悦	男
3番	石 川	和美	4	番益	子	明	美
5番	大 金	市美	6	番 鈴	木		繁
7番	久保居	光一郎	8	番小	Ш	正	典
9番	中 山	五 男	1 0	番平	塚	英	教
11番	沼 田	邦 彦	1 2	番阿	 入津	武	之

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	Ш	俣	純	子
副組合長	福	島	泰	夫
消防長	菱	沼	則	康
病院長	宮	澤	保	春
事務局長兼施設整備室長	塩野目		修	
総務課長	岡			誠
会計管理者兼管理課長兼会計室長兼書記長	田	所		明
統括管理監	関	П	忠	司
病院事務長兼医事課長	南	木	信	男
病院事務次長兼総務課長	澤	村	雅	彦
消防本部次長兼総務課長	車		和	則
消防本部予防課長	八	木	弘	志
消防本部警防課長	Ш	俣	寿	行
保健衛生センター所長	澤	村	誠	

◎職務のため出席した者の職氏名

 議事係長
 堀
 江
 辰
 徳

 書記
 齋
 藤
 晋太郎

 書記
 星
 麻
 里

〇議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部改正について (組合長提出)

日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について (組合長提出)

日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の 一部改正について (組合長提出)

日程第6 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及 び管理運営に関する条例の一部改正について (組合長提出)

日程第7 (議案第5号) 南那須地区広域行政事務組合斎場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について (組合長提出)

日程第8 (議案第6号) 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する 条例の一部改正について (組合長提出)

日程第9 (議案第7号) 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正 予算(第1号)の議決について (組合長提出)

日程第10 (議案第8号) 平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について (組合長提出)

日程第11 (議案第9号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予 算の議決について (組合長提出) 日程第12 (議案第10号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合負担金の 額及び負担の方法について (組合長提出)

日程第13 (議案第11号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合病院事業 会計予算の議決について (組合長提出)

日程第14 一般質問

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長(阿久津武之) おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。 定足数を満たしておりますので、ただいまから平成31年第1回南那須地区広域行政事務 組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長(川俣純子) おはようございます。お忙しい中、皆様、議会に参集いただきましてありがとうございます。今回は11議案あります。たくさんありますし、多岐に富んでおりますので、皆さんの慎重審議をお願いしたいと思います。

先ほどの敦賀の話や病院の話、本当に皆さんがご心配していること、私も重々わかっておりますが、皆さんのたくさんの意見を聞いて、改善していくのが大切だと思っておりますので、どうぞ慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長(阿久津武之) 以上で組合長の挨拶が終わりました。 本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。 これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(阿久津武之) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件について、 会議規則第118条の規定によりまして、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 大金市美議員

6番 鈴木繁議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(阿久津武之) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3(議案第1号)南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部改正について

○議長(阿久津武之) 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長(川俣純子) ただいま上程となりました、議案第1号 南那須地区広域行政 事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説 明を申し上げます。

民間企業に対しましては、長時間労働の是正を図ることを目的に、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、平成31年4月1日に施行され、時間外労働の上限規制が導入されることとなっており、国家公務員においても、平成31年4月より、超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で定める措置が進められており、地方公務員においても、均衡の原則により所要の措置を求められております。

したがいまして、本案は、長時間労働の是正を図ることを目的に、超過勤務命令の上限の設定等を整備するため、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正するものであります。

改正内容について説明しますので、議案書内の新旧対照表、改正後欄をご覧ください。

第8条第1項、第2項について、勤務時間以外の勤務について規定しているところがあります。裏面をご覧ください。第3項を追加し、勤務に関し必要な事項を組合規則への委任事項と規定しております。

続きまして、附則につきましては、人事院規則と整合性を図るため、平成31年4月1日を施行日としております。

以上、南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 改正について説明いたしました。何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ て、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 (阿久津武之) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番、髙田悦男君。

○2番(高田悦男) それでは、議案第1号について質疑を行いたいと思います。

今、政府は、働き方改革と称して、この法律ができたわけですが、労働組合はもう十数年も前から、ワークアンドライフのバランスをとるようにという目標を掲げてやっております。

しかし、それが今、実現したわけですが、その時間外の勤務の現状は、どのような方法でやっておられるのでしょうか。三六協定というものがあるのですが、それをどのように締結して、職員の時間外労働を認めているのかお聞きします。

- ○議長 (阿久津武之) 総務課長。
- ○総務課長(岡誠) 当組合員におかれましては、現時点で三六協定のほうは結んでいない形で、残業のほうをしていただいている形になっております。
- ○2番(高田悦男) どういう時間外勤務体系になっているかをお聞きしています。
- ○**議長(阿久津武之)** 総務課長。
- ○総務課長(岡誠) 一般職についても、通常の事務職に関しましては、通常8時30 分から17時15分まで、通常勤務時間になります。それ以外の病院とか消防関係はシフ

トがありますので、その施設によって就労の体系の形がありますので、7時間45分を超える部分については残業という形になってます。

○2番(髙田悦男) 勤務時間については重々承知しているのですが、時間外を勤務するに当たっては、使用者側と働く側が協約に基づいてやるのが一般的というか、法律で定められているんです。ですから、例えば組合がないところは、職員の代表と話し合って、時間外労働の協約を結ぶ、そのような形になっていると思うのですが、その辺はちょっと確認していただけますか。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) 公務員の場合は、労働基準法で一部組合事務に関しましては三六 協定は組まずに残業ができるという形になっています。ただ、当組合の中で、衛生センター等の現場の方等は三六協定が必要になっているものですから、その辺も今後考慮していきたいと思います。

○2番(髙田悦男) 了解。

○議長(阿久津武之) いいですか。それではほかに。平塚英教君。

○10番(平塚英教) 働き方改革の流れでこういうふうになったのでしょうけれど、変わったのはこの3項目だけですよね。前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外における勤務に関し必要な事項は組合規則で定めるというふうにあるのですが、組合規則がわからないと、これはわからないですよね。組合規則は資料として我々にはもらえないのですか。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) 組合規則に定める内容としましては、一般職の場合は時間外の上

限設定が月45時間、年間360時間。過密期と申しまして、業務量が非常に不安定な、 そういうときに関しましては、月100時間、年720時間が上限となっております。 大災害等の、特に緊急を要するときには、上限を設けないという形になっております。 規則に関しましては、新しく追加になる形なものですから、現在作成のほうを進めている段階でございます。

- ○10番(平塚英教) その、作成されたものは我々に配付されるのですか。
- ○議長 (阿久津武之) 総務課長。
- ○総務課長(岡誠) はい。配付も可能でございます。
- ○10番(平塚英教) お願いします。
- ○議長(阿久津武之) 配付してもらうということだったね。了解してください。 では総務課長、よろしく。 ほかに質疑はありますか。中山五男君。
- ○9番(中山五男) 組合長は、この条例の中で、職員に時間外勤務を命ずることができるとなっているわけです。そこにまた今回は3項が加わったわけなのですが、この改正する3項の、正規の勤務時間以外の勤務というのは、具体的にどのような勤務を指すのか。今までの事務でも現場でも、5時までの仕事を延長する仕事なのか、それともここでいうのは特殊な残業を指すのか、この辺のところをお伺いします。
- ○議長 (阿久津武之) 総務課長。
- ○総務課長(岡誠) 本来、時間外の部分は、臨時または緊急の必要がある業務ということでやっているものですから、そちらの継続という形で、同じく緊急または臨時の仕事がある場合が対象になっております。
- ○議長(阿久津武之) いいですか。ほかに質問はありませんか。 小川正典君。

○8番(小川正典) 改定に当たって法が改正になりましたが、今までの残業の実績というのはどんなになっているのか、おわかりになれば、ここ数年ぐらいの平均で結構ですけれど、お伺いしたいのですが。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

- ○総務課長(岡誠) 全体的な数字はちょっと把握していないところなのですが、現在、この条例を改正しまして、規則にのっとって、上限枠を超える方というのは把握しておりまして、数名はそういう対象になってしまうような状況でございます。
- ○議長(阿久津武之) いいですか。ほかにありませんか。 ないようですので、これで質疑を終わりにしたいと思います。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4(議案第2号)南那須地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

○議長(阿久津武之) 日程第4(議案第2号)南那須地区広域行政事務組合職員の自

己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長(川俣純子) ただいま上程となりました、議案第2号 南那須地区広域行政 事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し 上げます。

この条例は、地方公務員法に基づき、職員の自己啓発等の休業に関し必要な事項を定め、 平成20年2月21日に制定したものであります。しかしながら、直後に、条項を引用している学校教育法の改正があり、本組合においては、本条例の改正漏れとなっておりました。

また、併せまして平成31年4月1日に、再度学校教育法が改正施行されることに伴い、 引用条文の条ずれが生ずることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○**総務課長(岡誠)** 命によりまして詳細説明を申し上げます。

先ほど組合長からの説明にもありましたが、この条例は、職員の自己啓発等の休業に関 し必要な事項を定め、平成20年2月に制定したものであります。

しかしながら、直後に、条項を引用している学校教育法において、学校種の規定順番の 見直しにより、大幅な条の改正が行われたところでありますが、本組合においては、本条 例の改正が漏れているところであります。

従いまして、本案は、引用条文の条ずれの改正を行うとともに、平成31年4月1日に 専門職大学、専門職短期大学が制度化されることにより、再度、引用条文の条ずれが生じ ることに伴い、改正を行うものであります。

改正内容について説明しますので、議案書をごらんください。

まず第1条におきまして、以前の改正漏れを現在の条項に改正するものであります。

新旧対照表内の左欄の改正後をご覧ください。まず第4条において、教育施設について 定義しております。第1号をご覧いただきたいのですが、こちらで学校教育法で規定され た大学及び大学院等を規定しており、第52条を83条に、第57条を91条に、第62 条を97条に、それぞれ改正するものであります。

続きまして第2号をご覧ください。こちらは学校教育法で規定された以外の、大学等相当の教育を行う専修学校、専門学校等を規定しております。こちらにおいても、第1号と同じく、引用条文の条ずれの改正となり、第68条の2第4項第2号を104条第4項第2号に改正するものであります。

施行期日につきましては、後ほど附則にて説明いたしますが、公布の日から施行として おります。

続きまして、第2条をご覧ください。こちらは平成31年4月1日に専門職大学、専門職短期大学が制度化されることによる改正となります。

2ページをお開きになり、第4条第2号をご覧いただきたいのですが、学校教育法の現在の条項であります第104条第4項第2号が104条第7項第2号に繰り下がることになります。したがいまして、平成31年4月1日の時点の条項であります第104条第7項第2号と改正するものであります。

続きまして、附則をご覧ください。第1項の施行期日についてですが、第1条につきましては、現在の条項に改正するものですので、公布の日からとしております。

第2条につきましては、学校教育法の改正施行日と整合性を図り、平成31年4月1日 としております。

続きまして第2項ですが、こちらは平成31年4月1日に根拠条例が第104条第4項第2号から104条第7項第2号へと変わってしまいますので、現在の条項である第104条第4項第2号の規定より、大学等相当の教育を行うと認められた課程を置く専修学校、専門学校等の教育施設において、当該課程を履修するため自己啓発休業した期間を、平成31年4月1日以降も自己啓発休業をした期間として明確に通算し、退職手当の算定に影響を生じさせないよう、経過措置を定めるものであります。

以上、南那須地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(阿久津武之) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

平塚英教君。

○10番(平塚英教) まず、この自己啓発等の休業に関する条例は、平成20年に制

定されたということでございますが、それ以後、当組合の職員において、この自己啓発等の休業を取得して、就学とか研修ということで、この自己啓発休業をとられた実績があるかどうか、お伺いいたします。

それと、今度の規定が、例えば4条でいえば52条が83条に、57条が91条に、62条が97条にと、2項も第68条の2の第4項第2号が104条の4項第2号にと、また4条のうちの2項で104条第4項第2号が104条の7項第2号になるというのですが、学校教育法の規定による、いわゆる改正に伴って、規定している内容が、その序列が繰り上がったり繰り下がっているという中でこういうふうになったということで、今までと変わらないのか、今度の改正によって変わるのか、その辺がちょっと、今の説明ではわかりませんので、もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) 今のご質問の1点目ですが、過去の実績ですが、平成22年度に 2名ございました。2名とも、准看護師が正看護師の資格を取りたいということで、3カ 月間取得した実績がございます。

2点目、条文の繰り下げが非常に大きいのですが、こちらは条例の中の章がまるまる上に1つ上がった形になっています。幼稚園の章が一番下にあったのですが、それが一番上に上がったものですから、全体的に下がったという形になっております。内容は変わりません。

以上です。

- O10番 (平塚英教) 内容は変わらない。わかりました。
- ○議長(阿久津武之) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) ないようですので、これで質疑を終わりにしたいと思います。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 討論がないようですので、これで討論を終わりにします。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の自己啓発等 休業に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の 一部改正について

○議長 (阿久津武之) 日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長(川俣純子) ただいま上程となりました、議案第3号 南那須地区広域行政 事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、当組合職員の給 与、勤勉手当及び医師の初任給調整手当を引き上げる条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- ○議長(阿久津武之) 総務課長。
- ○総務課長(岡誠) 命によりまして、詳細説明を申し上げます。議案書の1ページを ご覧ください。

第1条については、平成30年度に係る支給分の改正となります。新旧対照表をご覧く

ださい。左欄が改正後、右欄が現行となります。

第7条において、医師の初任給調整手当を規定しております。こちらは、那須南病院の常勤医師に支給しております手当の月額限度額を、現行の36万8,400円から400円引き上げし36万8,800円と改正するものでございます。

次に第22条をご覧ください。こちらで勤勉手当を規定しており、第2項第1号が2ページまで続いております。こちらで支給率を規定しております。

2ページをお開きください。こちらが人事院勧告により、期末・勤勉手当の支給月数が年間4.4月から4.45月に引き上げになる差額0.05月分を、勤勉手当で措置することとなったことに伴う改正となります。

具体的には、今年度の6月分は既に支給済みですので、12月分の支給額に0.05月分を上乗せし、対処するものでございます。

なお、第2号について、再任用職員について、同様に0.05月分の上乗せを規定しております。

続きまして第5項におきましては、手当支給の基準日及び支給日について準用により規定し、参照条項の明確化を図っております。

続きまして2ページ下段から18ページにかけまして、行政職並びに医療職の給料表の 改正となります。こちらは民間給与との格差を埋めるため、平均改定率0.2%により給料 月額を引き上げるものでございます。

以上の第1条の改正は、本年4月にさかのぼって適用することといたしており、後ほど 附則において再度ご説明を申し上げます。

続いて18ページをご覧ください。第2条については、平成31年度からの支給割合に 係る改正となります。

第21条第2項が18ページから19ページに続いておりますが、こちらが期末手当の支給割合の改正となっております。現行の期末手当は6月及び12月で支給割合が異なりますが、平成31年度から、6月及び12月の支給割合を1.3月分とし、均等に支給しようとするものでございます。

19ページの第3項においては、再任用職員について規定しております。

続きまして、第22条第2項第1号並びに第2号にて、勤勉手当の改正をしております。

こちらは、先ほどの第1条の説明で、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、今年度はこれを12月の支給分に上乗せし対処すると説明しましたが、平成31年度においては6月期と12月期にそれぞれ0.025月分ずつ振り分けて、均等に支給しようとするものでございます。

最後に附則について説明いたします。第1項並びに第2項は、施行期日等ということで、本条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、平成31年度における期末・ 勤勉手当の支給率を定めた第2条による改正については、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次の第3項以降は経過措置でございます。

まず第3項は、既に昨年4月から支給された給料については、それは内払いとして処理 し、その差額のみを支給するとした取り扱いを規定したものでございまして、最後の第4 項は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は規則で定めることとしたものであります。

なお、本改正条例が可決された後には、速やかに公布し、3月15日に給与支給日にあ わせて、引き上げ差額分の支給処理を行っていく予定としていることを申し添えさせてい ただきます。

以上、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(阿久津武之) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑はありませんか。

平塚英教君。

○10番(平塚英教) 人勧に基づいて引き上げるということでの改正だと思うのですが、全体では、3月15日に差額分を支給するという説明だったかと思うのですが、総額としては幾らになりますか。もし数字がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) ごめんなさい、資料が一般会計なのですが、一般会計につきましては、当初、ちょっと余計に予算をとっていたところがあるものですから、給与手当等ですとマイナスの……。

すみません、訂正させてください。制度改正に伴う影響額は186万2,000円になります。

○10番(平塚英教) 了解です。

○議長(阿久津武之) ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

- ◎日程第6(議案第4号)南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- ◎日程第7(議案第5号)南那須地区広域行政事務組合斎場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について
- ○議長(阿久津武之) 日程第6(議案第4号)南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、及び日程第7(議案第5号)南那須地区広域行政事務組合斎場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長(川俣純子) ただいま一括上程となりました、議案第4号 南那須地区広域

行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、並びに議案第5号 南那須地区広域行政事務組合斎場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第4号について説明いたします。

本案は、当組合保健衛生センターの一般廃棄物処理手数料のうち、一般家庭ごみ及び事業系ごみの持ち込み手数料について、改正を行うものであります。

現在の手数料は、組合で行う処理経費と受益者負担額が大きく乖離していることや、負担の公平性、隣接する広域処理施設の手数料を考慮した結果、行うものであります。

次に、議案第5号について説明いたします。

本案は、当組合斎場の使用者または死亡者が、那須烏山市及び那珂川町に住所を有さない、管外の使用者が増加傾向にあり、管内の使用者の使用に支障を来さないよう、使用料の改正により抑制を図るものであります。

第4号、第5号議案ともに、組合の諮問機関であります南那須地区保健衛生審議会にご 審議いただき、値上げはやむを得ないとの答申をいただき、今回の上程をさせていただく ことになりました。

なお、詳細につきましては、議案第4号は保健衛生センター長に、議案第5号につきま しては総務課長に詳細説明をさせますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願 い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長(澤村誠一) 命によりまして、ただいま上程となりました議 案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

保健衛生審議会の答申内容について説明いたしますので、資料の答申書の写しをご覧ください。

最初に、改定の必要性ですが、現行手数料は平成18年度に改定して以来、10年以上が経過しており、ごみ処理経費と受益者の負担額に大きな乖離が生じております。また、近隣施設と比較し、手数料が安価となっており、区域を越えての不適正な搬入が危惧されるところでございます。さらに、一般廃棄物の排出抑制や再利用の推進等を考慮して、手数料の改定を行うものでございます。

料金の設定に当たりましては、本来、受益者負担が原則となりますが、急激な値上げは不法投棄等の不適切な搬出のおそれが懸念されますので、資料の最後のページの一覧表に

もございますように、一般家庭ごみにおいては処理経費の40%、事業系ごみにおいては 処理経費の60%で設定したところでございます。

では、改正内容を説明しますので、議案書をご覧ください。

第1条では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律について、「法」と定義しております。 以下の説明でも「法」と略させていただきます。

次に第4条では、現行「収集、運搬」が記載されておりますが、組合では収集、運搬を行っておりませんので、削除いたします。さらに3行目、「占有者」の後に「(占有者がいない場合は管理者)及び法第7条第1項の規定により許可を受けた者」を追加いたします。これは、占有者がいない場合は管理者から、または法第7条第1項による一般廃棄物の収集または運搬を業として行う許可業者から手数料を徴収することを、現状に合わせて加えるものでございます。

続きまして、別表が1ページから2ページまで続いておりますが、こちらで手数料の改 定を行っております。

まず1ページですが、一般家庭ごみ10キログラム当たり40円を100円に増額。次に2ページをお開きいただき、事業系ごみ100円を150円に増額改正するものでございます。併せて、表中の特定家庭用機器再商品化法施行令の後に「(平成10年政令第378号)」を加え、参照政令を明確にするものです。

その他の改正点につきましては、送り仮名等の修正となってございます。

続きまして、附則の施行期日についてですが、今回の改正はごみ処理という住民生活や 事業所活動に密接にかかわるものであり、住民及び事業者への周知徹底の期間を十分に設 ける必要がございますので、施行日を平成32年4月1日と規定しております。

以上、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) 続きまして、議案第5号 斎場の設置、管理及び使用料に関する 条例の一部改正について、説明を申し上げます。

組合長からの提案理由でも説明がありましたが、本案は、斎場の使用者または死亡者が 構成市町であります那須烏山市及び那珂川町に住所を有さない、管外の使用者の使用料に ついて、改正を行うものであります。 まず、斎場の使用状況ですが、平成28年度が718件の火葬があり、内10件が管外の使用者、平成29年が774件で内11件が管外の使用者となっております。

平成30年度においては、昨日2月20日時点で610件の火葬があり、内19件が管外の使用者となっており、1件当たりの火葬に係る費用は約5万1,000円となっております。

次に、管外の使用者における大人の火葬に係る使用料についてですが、当組合斎場が3万円なのに対し、隣接の斎場の使用料は4万から5万と設定されており、比較しますと当組合は安価となっております。

また昨今、首都圏の葬儀場から当組合の斎場予約システムへの登録や問い合わせが増加しており、今後、管外の使用者の増加が懸念される状況でございます。

そのため、管内の使用者の使用に支障を来さないよう、使用料の改正により抑制を図る 観点から、南那須地区保健衛生審議会に諮った上で、料金の改正を行うものであります。

改正内容を説明しますので、議案書1ページ、新旧対照表の別表をご覧ください。左が 改正後、右が現行となります。

改正額についてですが、一般が 3 万円から 5 万円に 2 万円の増額。改葬が 3 万円から 4 万円に 1 万円の増額。胎児と身体の一部が 1 万5, 0 0 0 円から 2 万円に 5, 0 0 0 円の増額と設定をいたしました。

改正後使用料につきましては、火葬1件当たりに要する費用と、隣接斎場の使用料を参 考に設定しております。

次に2ページをお開きください。附則についてですが、今回は管外の使用者のみの改正であり、周知期間は短期で十分と判断しまして、施行日を平成31年4月1日と規定しております。周知方法はホームページへの掲載を考えております。

なお、管内使用者の使用料は、隣接斎場と比較しまして、現時点では均衡が保たれているということで、改正は行わないこととしました。

以上で議案第5号 南那須地区広域行政事務組合斎場の設置、管理及び使用料に関する 条例の一部改正について、ご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○議長(阿久津武之) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑はありませんか。

久保居光一郎君。

○7番(久保居光一郎) ただいま上程されております議案第4号、第5号について、 質問をさせていただきます。

まず、第4号、5号の一緒になっている資料なのですが、今回、10キロ当たりのごみの処理経費に対して、一般家庭ごみが40%程度、事業系ごみが60%程度の料金を上げるというのが妥当であると考えるということです。これは私もいたし方ないのかなと思うのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、ちなみにこれは、近隣の広域組合の10キロ当たりのごみ処理経費というのは幾らぐらいなのか、参考までに、わかったら教えていただきたい。それが1点でございます。

もう1点は、次のページの改定の時期の3番のところに、一般家庭ごみについては分別の徹底と各地域のごみステーション等と書いてありますが、このごみの分別については、那珂川町さんと那須烏山市は同じような分別をしているのか。それから、他の組合、広域組合等は、さらに細分化して、そこに書いてあるように、さらなる企業努力による再資源化を推進する。また、ごみの減量化と経費の削減を図っていただくようにお願いしたいと書いてありますが、これは大変結構なことなのですが、うちの組合の場合は、そういう部分で、ごみの分別については、他市町と比べてどの辺にいるのか、大体県内で平均、真ん中ぐらいですねとか、そういう目安があったら教えていただきたい。

以上2点でございます。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長(澤村誠一) 隣接地区の状況でございますが、各処理施設の住民サービスの方法や考え方などの違いがあり、資料には載せてございませんでしたが、 隣接、3広域でございますが、おおむね10キロ当たり、一般家庭ごみは100円から150円、事業系ごみは150円から200円ぐらいを徴収しているようでございます。

那須広域のほうは、4月からまたさらに手数料が増額です。その辺のことも考えて、いるというようなことを聞いております。

それと、市町の分別ですが、ごみカレンダーというものをつくってございまして、さらに市町の担当者と衛生センターの職員ですり合わせをしまして、カレンダーをつくっております。それは同じ内容で分別をしていただくような、受け入れが私どものほうなものですから、それに合わせていただくようなことになるかと思うのですが、そのようなことで、分別は同じでございます。

それと、事業者でございますが、集積場に今、持ち込めないということもございまして、

直接衛生センターのほうに持ち込まれるというものは、適正処理ということだと思いますが、引き続き、事業所さんには、さらなる分別とか、そういうものをしていただいて、そうすることで事業所の企業努力をしていただきつつ、イメージアップにつなげていただければと思っております。

以上です。

- ○7番(久保居光一郎) 了解です。
- ○議長(阿久津武之) ほかに質疑はありませんか。
 平塚英教君。
- 〇10番(平塚英教) 議案第4号のほうですが、2ページで、一般家庭用ごみ10キロと事業系ごみ10キロとありますが、この29年度の主要施策の計画の中では、直接搬入したごみはどれだけあったのか、そのうち家庭ごみが何トンあったのか、事業系のごみが何トンあったのか、そのあたりが不明ですので、もしわかれば、お示しいただきたいと思います。
- ○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。
- **〇保健衛生センター所長(澤村誠一)** 一般家庭ごみ、28年度の資料でよろしいでしょうか。
- ○10番(平塚英教) どうぞ、どうぞ。
- ○**保健衛生センター所長(澤村誠一)** 一般家庭ごみの総量は1万3,065トン。その うち直接搬入量の一般ごみは745トン、事業系ごみの直接搬入量は2,130トンでございます。
- ○議長(阿久津武之) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。 沼田邦彦君。
- ○11番(沼田邦彦) 2件お伺いいたします。1つ目は、ごみの手数料を値上げする

ことによりまして、おおよそ1年間でどのぐらいの利用料金の増が見込めるのか。2点目は、斎場の管内使用者の利用料が安いということでありますが、栃木県内を見たときに、この管内の使用者の使用料の平均といいますか、ほかの地区を見たときに幾らぐらいになっているのか、この2点を伺います。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長(澤村誠一) この改正によりましての増額分でございますが、1,500万円程度を見込んでございます。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) 2点目の、斎場使用料の県内の状況ですが、正直申し上げてばらばらというのが正直なところです。一番安いところですと鹿沼あたりで大人が1万5,000円。高いところですと宇都宮が6万3,800円取っております。

本斎場の周りの斎場に関しましては、4万が3カ所、5万が2カ所という形で、南那須 斎場が3万ですので一番安いことになります。

○11番 (沼田邦彦) 了解です。

○議長(阿久津武之) ほかに。

小川正典君。

○8番(小川正典) 4号のほうでございますが、個人のほうが増額という捉え方をしますと、先ほどは組合の方が60%ということで一般のほうが60円の増、企業関係が50円と。これは、先ほどのトン数からいって、やはり増額ということを考えますと、企業は普通多いと。増額ですよという考え方になるだろうと。ですから、それが60%の組合負担という、いかにも企業が納得するような数字ではということと、先ほどのご説明の中で、他の組合は150円から200円だというご説明があったとおり、150円では安いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長(澤村誠一) 値段の設定につきましては、いろいろと議論してきたところでございますが、本来は全額負担いただくというのが筋ではないかというような意見も、ということは250円ぐらいが本来だと思いますが、当組合のほうでは、今まで10キロ当たり一般家庭ごみは40円、さらに事業系ごみは10キロ当たり100円で来た経緯もございまして、急激な値上げにつきましては、不法投棄とかそういうことも懸念されるということで、付帯意見をいただいておりますので、今回の考え方としましては、スタートラインとして、今後見直ししていく中で、適正な金額は幾らなのかということをはかって、検討していくべきことにもしてございますので、そこら辺は衛生センター、あるいは市町の担当者とも協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(阿久津武之) ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○10番(平塚英教) 反対の討論です。議案第4号と第5号なのですが、第4号のうちの、家庭用ごみの料金の値上げは、いわゆる生活実感からいって、収入が伸び悩んでいる中での値上げでございますから、40円が100円になるという、60円値上げするわけなので、これには私としては応じられない。それ以外はやむを得ないのかなと思うのですが、家庭用ごみの料金の値上げは、生活者負担増になるので反対です。以上。

○議長(阿久津武之) 続けて、賛成の討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) それでは、これより採決に移らせていただきたいと思います。 なお、採決は1件ごとに行います。

反対討論がありましたから、起立により採決いたしたいと思います。議案第4号 南那 須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正に ついては、原案のとおり採決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(阿久津武之) 起立多数を占めています。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして議案第5号 南那須地区広域行政事務組合斎場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 南那須地区広域行政事務組合斎場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8(議案第6号)南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する 条例の一部改正について

○議長(阿久津武之) 日程第8(議案第6号)南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長(川俣純子) ただいま上程となりました、議案第6号 南那須地区広域行政 事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げ ます。

本案は、神経内科の専門医を認定いたします一般社団法人日本神経学会におきまして、 脳・神経の疾患を内科的専門知識と技術をもって診療する診療科であることをわかりやす くすることを目的に、「神経内科」を「脳神経内科」に変更いたしました。

変更を受け、診療内容をより一般の方に理解していただくため、当病院の標榜診療科の名称を同様に変更するため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(阿久津武之) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第6号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等 に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩に入ります。再開は11時8分といたします。

【休憩】(午前10時58分)

【再開】(午前11時08分)

- ◎日程第9(議案第7号)平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正 予算(第1号)の議決について
- ◎日程第10(議案第8号)平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について

○議長(阿久津武之) 再開いたします。

日程第9(議案第7号)平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の議決について、及び日程第10(議案第8号)平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、2議案は関連がありますので、一括議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長(川俣純子) ただいま一括上程となりました、議案第7号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の議決について、並びに議案第8号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第7号につきまして、概要を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ914万2,000円を増額いたしまして、予算総額を23億9,614万2,000円とするものであります。

歳入の主なものについて説明を申し上げます。

分担金及び負担金においては、地方交付税算入額の確定により49万7,000円増額の21億9,285万8,000円とするものであります。

繰越金は、前年度繰越金の確定より1,378万円増額の1,878万円とするものであります。

組合債については、消防施設整備費の確定により、520万円減額の6,310万円とするものであります。

次に、歳出について説明申し上げます。

総務費では、人件費の精査及び財政調整基金への積み立てにより、950万1,000円増額の1億638万4,000円とするものであり、衛生費では、斎場費、ごみ処理費や一般廃棄物処理施設整備費等の精査、保健衛生センター施設整備基金への積み立てにより170万5,000円増額の12億3,869万4,000円とするものであります。

消防費では、人件費や維持費の精査、消防施設整備費の確定により、170万8,000 円増額の8億6,539万7,000円とするものであります。

次に、議案第8号につきまして、概要を申し上げます。負担金の額の変更につきましては、補正予算でもご説明いたしましたように、地方交付税算入額の確定に伴い、負担金の額を変更するものでございます。

組合規約第13条第2項の規定により、議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、管理課長に説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決 賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長 (阿久津武之) 管理課長。

○管理課長(田所明) それでは、議案第7号、平成30年度一般会計補正予算(第1号)並びに議案第8号、負担金の額の変更について、ご説明申し上げます。

初めに議案第7号 平成30年度一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。議案書4ページをご覧願います。

歳入歳出補正予算は、914万2,000円を増額し、予算総額を23億9,614万2,000円とするものです。

5ページをご覧願います。歳入からご説明いたします。

1款1項負担金は、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことから、2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は、病院費負担金で2万3,000円、斎場費負担金で3万8,000円をそれぞれ増額するものです。

2節清掃費負担金は、し尿処理費負担金で8万9,000円、ごみ処理費負担金で1万3,000円をそれぞれ増額するものです。

3目消防費負担金は、33万4,000円を増額するものです。

2款2項手数料、2目消防手数料は、手数料の精査で11万9,000円を増額するものです。

5款1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、財政調整基金など4つの基金の利子収入で、利率の確定により18万4,000円を増額するものです。

8款繰越金は、前年度繰越金の確定により、1,378万円を増額するものです。

6ページをご覧願います。

9款1項雑入、2目弁償金は、東京電力からの原子力発電所事故賠償金の確定により、 23万8,000円を減額するものです。

10款組合債は、消防設備整備事業の確定により、520万円を減額するものです。 続きまして、歳出について説明いたしますので、7ページをご覧願います。

2款1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動及び給与改定により627万円を減額するものです。

2目財政管理費は、財政調整基金への積立金1,577万1,000円を増額するもので

す。

3款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、病院事業整備基金の利子確定により、積立金2万5,000円を増額するものです。

2目斎場費は、需用費を精査し、工事請負費の事業費確定により168万円を増額する ものです。

8ページをご覧願います。

2項清掃費、1目清掃総務費は、人件費を精査、保健衛生センター施設整備基金の積み立てを行い、2,157万1,000円を増額するものです。

2目し尿処理費は、工事請負費の事業費確定により、330万円を減額するものです。

3目ごみ処理費は、人件費及び委託料の精査、工事請負費の事業費確定により、847 万円を減額するものです。

9ページをご覧願います。

4目一般廃棄物処理施設整備費は、人件費の精査及び一般廃棄物処理施設整備基金利子の確定により、980万1,000円を減額するものです。

4款1項消防費、1目消防総務費は、人件費の精査及び消防通信施設整備負担金の確定により、505万円を増額するものです。

10ページをご覧願います。

2目消防施設整備費は、高規格救急車及び災害対応特殊水槽付ポンプ自動車の事業費確 定により、334万2,000円を減額するものです。

5 款公債費は、前年度に借り入れした消防施設事業の償還額が確定したため、377万2,000円を減額するものです。

11ページから14ページは給与費明細書となっております。

15ページは、地方債の現在高の関係調書でございますので、ご高覧をお願いします。 以上で、議案第7号 平成30年度一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。 続きまして、議案第8号、負担金の額の変更についてご説明いたします。

今回の変更は、議案第7号でご説明申し上げました、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことに伴うものです。

那須烏山市の負担金が49万7,000円増額の14億6,150万7,000円となり、 負担金の総額が21億9,285万8,000円とするものです。

以上で、議案第7号、平成30年度一般会計補正予算(第1号)並びに議案第8号、負担金の額の変更について、説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長(阿久津武之) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、関連するページ数をお示しください。

質疑はありませんか。平塚英教君。

〇10番(平塚英教) まず3ページですが、第2表、地方債補正というところでございまして、6,830万が6,310万に限度額が減っていますよね。これは歳出のほうで、消防通信施設整備負担金とか、その下に高規格救急自動車、災害対応特殊水槽付ポンプ自動車がマイナスですよね。これらの関係で、地方債の補正がされたのかどうか、これがまず1点です。

2つ目は、8ページの清掃総務費の25節積立金なのですが、2,570万9,000円、 衛生センター設備整備基金に積み立てるということなのですが、積立額が総額では幾らに なるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

- ○議長 (阿久津武之) 管理課長。
- **○管理課長(田所明)** まず1点目の、第2表の地方債の補正につきましては、6ページの組合債、消防債で、具体的には……。
- ○10番(平塚英教) これね。5,200ね。まずは。
- ○管理課長(田所明) そうです。これと同じで、この金額に伴うもので、内容としては高規格救急車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプの入札に伴いまして、下がっている内容でございます。

それと、

- ○10番(平塚英教) 消防通信費と違うかな。消防通信施設整備費。
- **○管理課長(田所明)** それは起債の対象ではなくて、一般財源、負担金になってございます。

それと、次の新年度の当初予算の概要の、恐縮なのですが4ページに基金の状況がございまして、今回補正をいただいた結果、平成30年度末の残金として……。

- **○10番(平塚英教)** 1億1,800。
- ○管理課長(田所明) はい。1億1,862万8,000円になるものでございます。
 以上です。
- ○議長(阿久津武之) いいですか。

ほかに質疑はありませんか。 中山五男君。

○9番(中山五男) 議案第7号、補正予算の7ページをお開きいただきたいと思います。一番下のほうに、保健衛生費の斎場費の工事請負費が一番右側の下にあります。これは火葬炉の設備の改修工事で、今回は13万ほどマイナスです。同じく、次のページにもし尿処理施設の改修工事で330万減額なっています。それと、同じ8ページの一番下の欄、この工事請負費もごみ処理関係で101万円ほど減額をしております。

当初予算から算出しますと、まず火葬炉については、改修工事費が幾らかかったか計算しますと、1,404万ではないかと思っています。し尿処理については3,596万3,00円、これが工事請負費かと思っています。ごみ処理については9,800万円です。

お伺いしたいのは、この発注というのは入札なのか随意契約なのか。これは特殊な工事ですから、一般土木建設業者が参入することはできないのではないかと思っております。 多分これは、少数の業者でもって入札または見積で落札額を決定しているのではないかと 思いますが、この辺の経緯についてお伺いします。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) まず火葬炉につきましては総務課の担当ですので、私のほうから 回答させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、火葬炉はメーカー独自の設計及び特許所有によりまして特殊な設備であり、改修工事に専門技術を必要としますので、1社随契で発注しているものでございます。金額の13万円減というのは、以前見積を徴しまして、その結果として13万円減になっております。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○**保健衛生センター所長(澤村誠一)** し尿処理施設の定期改修工事でございますが、 入札で行っております。これは条件付き一般競争入札ということでございます。

続きましてごみ処理施設のほうですが、これも入札で業者を決定してございます。事後 審査型条件付き一般競争入札で実施しているものでございます。

○議長(阿久津武之) 中山五男君

○9番(中山五男) じゃあ、火葬炉のみ随意契約で、あとのごみ、し尿については条件付きの一般競争入札で実施していると思うのですが、これは設計書ができて、それに対して随意契約または入札をしていると思うのですが、請負率というのは何パーセントぐらいになっていますか。今、もしわかりましたら。わからなかったら結構です。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) 斎場につきましては、ちょっと手元にないものですから、後ほどでよろしいでしょうか。

○9番(中山五男) 結構です。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長(澤村誠一) し尿処理施設のほうは、落札率で87.2%でございます。

ごみ処理施設のほうが、落札率が99.7%でございます。

- ○9番(中山五男) はい、わかりました。
- ○議長(阿久津武之) ほかに質疑はありませんか。
 質疑がないようですので、これで質疑を終わりにします。
 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第7号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の 議決については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成30年度南那 須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の議決については、原案のとおり可 決いたしました。

続きまして議案第8号 平成30年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成30年度南那 須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり可決いたしました。

- ◎日程第11 (議案第9号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について
- ◎日程第12(議案第10号)平成31年度南那須地区広域行政事務組合負担金の 額及び負担の方法について
- ◎日程第13 (議案第11号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合病院事業 会計予算の議決について

○議長(阿久津武之) 日程第11 (議案第9号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、日程第12 (議案第10号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、及び日程第13 (議案第11号) 平成31年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長(川俣純子) ただいま一括上程となりました、議案第9号 平成31年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、議案第10号 平成31年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、並びに議案第11号 平成31年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第9号、平成31年度一般会計予算について、概要を申し上げます。

我が国の経済は緩やかな回復基調が続いており、先行きについては雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されております。

しかしながら、財源の大部分が構成市町の負担金である本組合においては、引き続き厳しい財政状況が続くと予想され、事務事業の更なる効率的な運営が求められております。

これらのことから、平成31年度予算は、前年度に引き続き厳しい財政状況を再認識し、 前例や慣例にとらわれることなく予算編成に努めるのはもちろんのこと、事務事業全般に ついても、住民サービスを低下させることのないよう、知恵と工夫をもって編成作業に取 り組んだものであります。

平成31年度一般会計予算の総額は、前年度予算と比較いたしまして5,500万円減額の、歳入歳出それぞれ23億3,200万円とするものであります。

まず、主な歳入について説明を申し上げます。

分担金及び負担金は、構成市町からの負担金であり、前年度比614万6,000円減額の21億8,621万5,000円とするものであります。次いで、組合債が前年度比2,300万円減額の4,530万円、使用料及び手数料が107万7,000円増額の3,624万1,000円とするものであります。

次に、主な歳出について説明を申し上げます。

衛生費は、病院事業への繰出金、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費、一般廃棄物処理施設整備費などで、前年度比2,714万6,000円減額の12億984万3,000円とするものであります。次いで消防費で、人件費や維持費、消防車両の更新などで、前年度比2,232万8,000円減額の8億4,136万1,000円とするものであります。

以上が歳出の主なものでありますが、歳出全般にわたりまして、前年度に引き続き、極力経常経費の削減に努めたところであります。

次に、議案第10号につきまして、概要を申し上げます。

平成31年度の構成市町の負担金の額及び負担の方法について、組合規約第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号につきまして、概要を申し上げます。

自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・ 増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としています。

このため、那須南病院においても、救急医療の確保、高度医療の推進、及びへき地巡回 診療等に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備、並びに効率 的な病院運営に日夜努めているところであります。

平成31年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万9,410人、外来で7万9,608人と見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益、病院事業 費用、それぞれ28億9,700万円とするものであり、前年度に比べ3.2%、9,091 万6,000円の増となっております。

また、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を2億511 万円、資本的支出を2億9,517万2,000円とし、収支不足額の9,006万2,00 0円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、概要を説明申し上げましたが、那須南病院は本地域唯一の二次救急医療を担う病院群輪番制病院であり、今後も本地域に欠くことのできない病院であります。また、那須南病院は、平成2年の開院からおよそ30年がたち、建物の施設、整備の老朽化が進んでおり、将来の持続可能な医療を提供するためには、病院の大規模改修も見据え、その検討を進めていく必要がありますことを十分ご理解いただき、引き続きご支援のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議案第9号、第10号、並びに第11号について、概要を説明したところでありますが、議案第9号、第10号につきましては管理課長に、第11号につきましては病院総務課長に、詳細を説明させますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長(阿久津武之) 管理課長。

○管理課長(田所明) それでは、議案第9号、平成31年度一般会計予算並びに議案 第10号、負担金の額及び負担の方法について、ご説明申し上げます。

初めに議案第9号についてご説明いたしますので、予算書の5ページをお開き願います。 歳入歳出予算事項別明細書をご覧願います。平成31年度一般会計予算の総額は、前年 度比5,500万円減額の23億3,200万円とするものです。

6ページをお開き願います。歳入から説明いたします。

1款1項負担金、1目総務費負担金は、事務局の運営経費で、人件費の増により521万5,000円増額の8,299万円とするものです。

2目衛生費負担金は、1,256万7,000円減額の13億962万8,000円とする ものです。増減の主なものを説明いたしますと、在宅当番医制調整費負担金の制度の変更 により532万円増、斎場費負担金が運営経費の増により420万8,000円増額となり ます。

一般廃棄物処理施設整備費基金負担金は、平成26年度から積み立てを開始し、平成3 1年度で6年目となるもので、前年同額の9,000万円となります。

し尿処理費負担金が、工事請負費の減により1,307万4,000円減額、ごみ処理費 負担金が、やはり工事請負費の減により749万円減額となります。

3目消防費負担金は、人件費の増により120万6,000円増額の7億9,359万7,000円とするものです。

1 款負担金の合計は、6 1 4 万 6,0 0 0 円減額の 2 1 億 8,6 2 1 万 5,0 0 0 円で、歳入の 9 3.8 %を占めております。

2款1項使用料は斎場使用料で、一部料金改定のため20万円増額の720万円とする ものです。

2項手数料、1目衛生手数料は、し尿処理手数料が搬入量の減により13万円減、ごみ処理手数料が搬入量の増により96万円増額により、合計で83万円増額の2,858万1,000円とするものです。

2目消防手数料は46万円とするものです。

3 款県支出金は、病院群輪番制病院運営費補助金で、75万4,000円減額の972万4,000円とするものです。

7ページをご覧願います。

4款1項財産運用収入、1目財産貸付収入は、自動販売機の賃借料4万5,000円とするものです。

2目利子及び配当金は、各種基金の預金利息17万9,00円とするものです。

- 2項財産売払収入及び5款寄附金は、科目存置とするものです。
- 6款1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、前年度同額の3,000万円とするものです。

病院事業整備基金繰入金は廃目とするものです。

- 8ページをお開き願います。
- 7款繰越金は、前年度同額の500万円とするものです。
- 8款1項雑入、1目過年度収入は、科目存置とするものです。
- 2目弁償金は、東京電力からの賠償金で放射能線量が沈静化したため科目存置とするものです。
- 3 目雑入については、資源ごみ売り払い数量が減ったため、5 3 万 7,000円減額の1,929万2,000円とするものです。
- 9款組合債は、消防施設整備事業への起債で、前年度の高規格救急車分が減となるため、 2,300万円減額の4,530万円とするものです。

国庫支出金は、事業の終了により廃款とするものです。

続いて歳出についてご説明いたします。 9ページをご覧願います。

- 1款議会費は、議員各位の報酬や事務経費のほか、隔年で実施しております議員視察研修を予定しておりますので、前年度比39万7,000円増額の140万4,000円とするものです。
- 2款1項総務管理費、1目一般管理費は、正副組合長ほかの報酬、事務局職員10名分の人件費のほか、事務経費で、人事異動及び給与改定により422万8,000円増額の9,933万2,000円とするものです。
 - 11ページをご覧願います。
- 2 目財政管理費は、公会計システムの保守委託料やリース料、予算書・決算書の印刷費などで、2 2 9 万 4,000円とするものです。
 - 2項監査委員費は、監査委員2名分の報酬10万円とするものです。
 - 12ページをご覧願います。
- 3款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、在宅当番医制事業委託料が532万1,000円増額となるが、那須南病院に対する負担金・補助金が、建設改良に要する経費等が減したため、1,489万円減額により、計998万2,000円減額の5億6,977万7,000円とするものです。
- 2目斎場費は、需用費及び工事請負費の増により、498万円増額の4,589万円とするものです。

13ページをご覧願います。

2項清掃費、1目清掃総務費は、保健衛生センター5名分の人件費のほか事務経費で、 人件費の減により264万1,000円減額の3,858万1,000円とするものです。

14ページをご覧願います。

2目し尿処理費は、処理用薬剤費や光熱水費、運転維持管理業務委託費、定期改修工事などで、定期改修工事の減で1,028万1,000円減額の1億2,094万1,000円とするものです。

3目ごみ処理費は、職員9名分の人件費や臨時職員5名分の賃金、薬品等消耗品費や光熱水費、焼却灰や不燃物残渣の処分委託料、焼却炉内清掃・機器機能点検整備委託料、定期改修工事などで、定期改修工事の減で589万1,000円減額の3億2,727万2,00円とするものです。

16ページをご覧願います。

4目一般廃棄物処理施設整備費は、職員1名分の人件費のほか、建設候補地選定支援業務委託費、一般廃棄物処理施設整備基金積立金で、人件費の減で327万6,000円減額の1億564万7,000円とするものです。

17ページをご覧願います。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は、裁判打ち合わせ、出廷旅費、訴訟事務委託費で、 173万5,000円とするものです。

4款1項消防費、1目消防総務費は、職員97名分の人件費のほか、消防車両などの維持経費、各種装備やシステムの点検手数料、研修参加負担金のほか、消防通信施設整備負担金などで、人件費の増などで1,172万3,000円増額の7億8,873万9,000円とするものです。

19ページをご覧願います。

2目消防施設整備費は、水槽付消防ポンプ車と事務連絡車を更新することとし、前年度 の高規格救急車分が減となるため、3,405万1,000円減額の5,262万2,000 円とするものです。

20ページをご覧願います。

5款公債費、1目元金は、3件が前年度に償還終了となり、新規は1件のため、2件の減で921万7,000円減額の1億6,998万7,000円とするものです。

- 2目利子は、154万9,000円減額の267万8,000円とするものです。
- 3目公債諸費は、科目存置とするものです。
- 6款予備費は、前年度同額の500万円とするものです。

以上が一般会計の歳入歳出の概要となります。

以降、21ページから26ページは給与費明細書、27ページは債務負担行為に関する調書、28ページは地方債の現在高に関する調書、29ページは負担金明細書となります。

また、別冊の当初予算の概要は参考資料となります。ご高覧をお願いします。

以上で、議案第9号、平成31年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして議案第10号、負担金の額及び負担の方法について、ご説明いたします。

負担金の額につきましては、当初予算に対応するものです。那須烏山市の負担金は、交付税分を含め、前年度比308万2,000円減額の14億5,792万8,000円とするものです。那珂川町の負担金は、306万4,000円減額の7億2,828万7,000円とするものです。負担金の合計は、614万6,000円減額の21億8,621万5,000円とするものです。

以上で、議案第9号、平成31年度一般会計予算、並びに議案第10号、負担金の額及 び負担の方法について、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長(阿久津武之)** 病院総務課長。

○病院総務課長(澤村雅彦) 続きまして、平成31年度病院事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則、第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は前年度と同じ150床に、患者数は入院が年間4万9,410人、外来が年間7万9,608人、1日平均患者数は入院が135人、外来が332人を予定しております。

また、主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業といたしまして1億309万円と 定めるものでございます。事業の内容につきましては、この後の4条、予算のところでご 説明を申し上げたいと思います。

次に第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ28億9,700万円を予定いたしております。前年度と比べますと9,091万6,000円、3.2%の増となっております。

それでは、予算明細につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、お手数ですが 予算書の25ページをお開きいただければと思います。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は、15億1,963万2,000円で、 1日当たりの患者数を内科等で1人ふやし86人、眼科4人、療養病床45人による収益 を計上いたしました。前年度比7,864万9,000円の増は、うるう年によります日数 の増、及び1人当たりの診療単価を平成30年度の実績をもとに上げたこと、並びに平成31年度から一般病床100床のうち8床分を地域包括ケア病床に変更することにより、内科等の単価を1,000円上げたことによるものです。

なお、地域包括ケア病床とは、急性期治療後の患者さんが、在宅復帰に向けた効率的な 医療・リハビリを行うための回復期の病床になります。

病床利用率は、一般病床及び療養病床とも90%を見込んでおります。

2目外来収益は8億1,805万2,000円で、1日当たりの患者数を、内科等320人、人工透析18人による収益を計上いたしました。内科医師の1人増の見込みによりまして、内科等の患者数を5人増としましたが、祝日の増により診療日数が4日減になったこと、及び人工透析につきましては平成30年度は週6日の実施で予算を組んでおりましたが、平成31年度におきましては引き続き腎臓内科医師の確保が厳しい状況にありまして、週3日の実施としたところでございます。

3目その他医業収益は7,155万2,000円で、室料差額、人間ドック及び診断書等 作成料を計上いたしました。

前年度比104万8,000円の増は、10月から消費税が2%引き上がることによるものであります。

4目他会計負担金は1億5,524万5,000円で、国の繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。

2項医業外収益、1目受取利息配当金は、預金利息でございます。

次のページをお開き願います。

2目他会計負担金、3目他会計補助金は、一般会計からの繰入金でありまして、前年度 比の他会計負担金の増は、高度医療に要する経費の増によるものでございます。

4目補助金は、へき地巡回診療事業補助金の対象経費の増によるものでございます。

5 目患者外給食収益は職員等への食券の売り払い収入、6 目長期前受金戻入は、平成2 6 年度の地方公営企業会計制度の改正により、みなし償却が廃止されたことに伴い、補助金に係る減価償却費分を収益化したもので、現金の伴わない収入になります。

7目その他医業外収益は、自動販売機、売店等の設置手数料の収入のほか、那須烏山市 病児保育事業の受託料収入等によるものでございます。

3項特別利益、1目過年度損益修正益は科目存置でございます。

次に支出につきましてご説明申し上げたいと思いますので、28ページをお開きいただければと思います。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、医師の1人増及び給与改定の実施に

伴い、前年度比5,311万8,000円増の17億6,836万6,000円を計上いたしました。

2目材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費等3億7,995万2,000円を計上いたしました。前年度比1,653万6,000円の増は、今年度の外科・整形外科等の手術件数の増をもとに、診療材料費等を増やしたためでございます。

3目経費は、病院機能の維持に必要な消耗品、光熱水費、修繕費、委託料の費用で、4億9,607万4,000円を計上いたしました。前年度比2,133万2,000円の増は、手術の増加等によります医療用消耗品等の増、原油の高騰によりますA重油等の燃料費の増、及び施設の老朽化に伴います修繕費の増等によるものであります。

なお、今後の那須南病院の建物や設備等の大規模改修、及び人工透析施設などの医療機能充実のための施設整備を検討するため、コンサル業者に基礎調査等を委託するための委託料を計上したところでございます。

32ページをお開きいただければと思います。

4目減価償却費は、器械備品減価償却費の減により、前年度比571万6,000円減の 1億4,764万3,000円を計上いたしました。

5目資産減耗費は、固定資産除却費の減により187万8,000円減の605万3,000円、6目研究研修費940万8,000円、7目長期前払消費税償却680万円、8目雑支出100万円を、それぞれ計上いたしました。

2項医業外費用は、企業債償還利息、雑損失等で7,820万4,000円を計上いたしました。なお、看護師確保経費504万円は、看護師修学資金返金免除2名分になります。 次のページをお開きいただければと思います。

3項特別損失は、過年度損益修正損として、前年度と同額の300万円を計上いたしま した。

4項予備費は、前年度と同額の50万円を計上しております。

以上が収益的収入及び支出の明細説明となります。

申しわけございませんが、予算書の2ページにお戻りいただければと思います。

第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、資本的収入を2億511万、資本的支出を2億9,517万2,000円とし、収支不足額9,006万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をするものであります。

明細につきまして説明をいたしますので、申しわけありません、35ページをごらんになっていただければと思います。

1款資本的収入、1項企業債8,730万円は、医療機器整備事業の財源に充てるため。

2項他会計負担金1億1,780万9,000円は一般会計からの繰入金。3項長期貸付金返還金1,000円は科目存置でございます。

次に支出ですが、36ページをお開きいただければと思います。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費は1億309万円で、前年度比8,522万3,000円の減は、医療機器購入費の減によるものでございます。

2項企業債償還金は、1億8,452万2,000円で、前年度比1,958万円の減は、 平成元年度に借り入れをいたしました2階建ての建物の償還終了等によるものであります。

3項投資は756万円で、看護師確保のための修学資金制度によります、9名に対します貸付金であります。前年度比252万円の減は、継続貸付者の減によるものでございます。

以上が、資本的収入及び支出の明細説明となります。

また予算書の2ページにお戻り願います。

第5条は、企業債の限度額を8,730万円に、第6条は一時借入金の限度額を2億円に、 第7条は経費の流用ができる場合を、第8条は議会の議決を経なければ流用することがで きない経費を、第9条は一般会計からの補助金の額を1億7,192万8,000円に、第 10条は棚卸資産の購入限度額を4億172万6,000円に、それぞれ定めるものであり ます。

第11条は重要な資産の取得で、700万円以上の有形固定資産を定めるものでございます。本年度は検体検査システムなど5つの医療機器の取得を予定しております。

内訳ですが、検体検査システムは電子カルテと各種検体検査機器や外注先をつなぎ管理するシステムになります。生化学自動分析装置は、肝機能や腎機能、脂質、炎症反応などの血液検査を行う機器になります。ジェットウォッシャー超音波洗浄装置は、手術室で使う器具等を洗浄するための装置になります。介護浴槽は、患者さんを寝た姿勢のまま入浴させることができる浴槽になります。

事業費は合計で5,911万2,000円を予定しております。なお、予算措置は、予算 第4条、資本的支出の第1項、建設改良費に計上しております。

4ページ以降は予算に関する説明資料でございますので、説明のほうは省略をさせてい ただきます。

以上で、平成31年度病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお 願い申し上げます。

○**議長(阿久津武之)** 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。なお、再開は1時といたします。よろしくお願いします。

【休憩】(午後12時01分)

【再開】(午後13時00分)

○議長(阿久津武之) 再開いたします。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しください。

質疑はありませんか。中山五男君。

〇9番(中山五男) まず議案第9号、31年度一般会計の中から、7ページに財政調整基金の繰り入れの件があります。これはもう2年続けて3,000万円ずつ繰り入れています。私の計算によれば、平成31年度末は5,216万8,000円と、大分減ってしまうんです。これは将来に不安がないのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

そちらへ、事務方のほうには私の質問事項をファックスしておきましたから、内訳などはわかると思いますが。それと、予算書概要の4ページに、7,218万4,000円とありますが、これと私の額はちょっと違うんです。これは何で違うのか、これも併せてお伺いします。

それと12ページの衛生費、これは歳入にもあるのですが、在宅当番医の委託費、これは30年度の決算では405万でした。今度31年度は、ちょっと制度が変わったようなのですが937万円です。これは何でこれほど、倍以上に増額になったのかについてお伺いします。

それと、同じ12ページの斎場費ですが、業務委託料、平成30年度の決算では1,81 4万4,000円で、この31年度予算では1,977万8,000円と、これは毎年変わっているのですが、業務委託というのは毎年1つの金額で決めておくのではないかなと思っていたのですが、これが毎年変わるのでしょうか。

それと、14ページのごみ処理の件なのですが、搬入されますごみ、これは一般家庭用と事業用のごみですね。企業からのごみが出されるわけですが、これはきちっと的確に区分された中で衛生センターのほうに搬入されているのか、この辺のことは確認されているのかどうか、お伺いします。

それと19ページ、消防関係なのですが、今年も1台、多額の車を買うのですが、消防 設備は、これは住民からしたら万全を期すよう求められるわけですが、だからといって、 この財政事情からして、これほど多額の消防機械設備、毎年毎年買い換えていいのかどうか。財政状況を考慮する必要があるのではないかと考えます。そういう意味で、こちらの消防施設はいかがなものか、お伺いしたいと思います。

次に、議案第11号の、31年度の病院会計です。8ページを見ますと、一番下に資金期末残高が6億5,466万9,000円。毎年この前後のお金が、残高で残るわけですが、これほど多額のお金が残っているのならば、企業債の中でも随分利息の高いもの、中には4.65%というような高いものもあるようですから、こういうものを一括償還できないのかなと感じたものですから、これはできるのかできないのかについてお伺いします。

それから27ページを見ていただけますか。ここの病児保育事業受託料、これは29年度の決算では737万ほどだったのですが、今年度の予算は922万と大幅に増えています。これは受託運営の状況はどうなのかなと。やはりこういった施設を利用する子供がふえているから、これだけの金額が動いているのかなと思うのですが、受託の運営状況についてお伺いをしたいと思います。

もう1件、これは予算書のどこかにあるかどうかわからないのですが、過日の新聞に、 那須南病院は災害医療に対応する災害派遣医療チームの指定病院になるように申請をした と、新聞報道されているのですが、これは病院としてどのような体制で支援を受けるのか、 そしてどのような役割を果たすのかについて、お伺いしたいと思います。

それともう1件、最後ですが、議案第10号、ちょっと前後してしまうのですが、ここに各種負担金がありますが、私も今まで見落としていたのですが、表中の斎場費負担金、これは1市1町合わせて8,518万9,000円になります。この斎場費の支出額を見ますと、4,589万円です。すると、およそ倍の斎場費負担金として、1市1町で負担するわけです。こんな状況になぜ、これほどの負担金を必要とするのかについてお伺いします。以上です。

○議長(阿久津武之) 管理課長。

○管理課長(田所明) それでは、中山議員の管理課関係の3点、財政調整基金繰入金 関係、在宅当番医事業の委託料が増える関係、斎場の負担金について、ご質問がありまし た。

まず最初に、財政調整基金については、予算書7ページの財政調整基金繰入金3,000 万として、議員の試算のほうで、平成31年度の見込みが5,216万7,000円となり、 将来不安にならないかと。また、予算の概要の4ページの平成31年度末で7,218万5 4,000円との差額があるのではないかというご質問でございました。

平成31年度では、やはり消防費の購入で起債額が90%ですが、一般財源の負担もございますし、人件費も増えているということで、消防費が例年に比べて増額してございますので、結果的に前年同額の3,000万を繰り入れしているところでございます。

平成31年度末の見込みに関しましては、議員のほうで29年度の決算に伴う主要施策の成果に記載している金額9,635万1,000円と、平成30年度の当初、いわゆる利息が4,500円、今回の補正で1,577万1,000円というのと、平成30年度で3,000万を減すると5,216万7,000円となるというご試算でございますが、決算の主要施策の成果は平成30年3月末、基金については3月末での数字になりまして、そのほかに、平成30年5月末、これは平成29年度の決算に伴う基金繰入が、決算書で申しましたように2,000万円、財政調整基金、そのときに積み立てをしてございます。

それと平成31年度、今年度のいわゆる利息分1万7,000円を加えますと、2,001万7,000円が、議員さんの試算に加わることになりますので、5,216万7,000円と合計で7,218万4,000円となりまして、予算の概要の4ページの数字となってございます。

次に、在宅当番医事業の委託料については、今年度まで、広域で委託契約しているのは 那須南病院に在宅当番医をお願いする連絡調整等の委託費として405万円支出しており まして、各医療機関には市町が直接委託契約を結んでいて、計882万円を支出している ということでございます。9月の全員協議会の事業推進計画の報告の中でもご説明しまし たように、南那須医師会のほうから、特に町のほうで、医療機関の減少で在宅当番医の実 施が困難なことと、市のほうでも、近い将来やはり医療機関の減少で実施が困難となる見 込みなので、南那須地区1本で運用していただきたいという要望が、従来からございまし た。

一応協議いたしまして、平成31年度からは、南那須地区として全部を広域で委託契約を結びまして、その財源につきましては当然市町の負担金になりますが、予算書のとおり937万円でお願いする内容でございます。

次に、斎場費の負担金については、議案書10ページの負担金の額の中、及び議案書9号の平成31年度一般会計予算書に関連の予算書の6ページをご覧ください。負担金の額と一致するのですが、歳入の1款1項2目衛生費負担金中、斎場の負担金は議員のお話のとおり8,518万9,000円でございます。

一方、歳出のほうですが、予算書の12ページをご覧ください。3款1項2目斎場費は4,589万円で、歳入歳出がここだけ見ると合わないのではないかというご質問でござい

ます。

斎場関連の歳出ですが、いわゆる斎場費と、予算書20ページをごらんください。5款1項公債費、組合債の償還元金利息のうち、斎場建設に係る斎場関連の公債費が、内額でその中で4,653万3,000円ほどあります。そうしますと、斎場関連の歳出の合計が9,242万3,000円となりまして、いわゆる歳入歳出がイコールとなるような形になります。大きい原因は、斎場建設費の公債費の償還金ということになります。

以上です。

○議長 (阿久津武之) 総務課長。

○総務課長(岡誠) ご質問にありました、斎場の業務委託の件について、お答え申し上げます。斎場におけます業務委託は、火葬業務、庁舎警備、清掃業務等、12の業務を予算化しておりまして、一部業務については毎年度詳細に内容を見直しておりますので、若干の増減は発生します。

平成31年度の予算の主な増減の理由ですが、平成28年度から3年間の長期継続契約が平成30年度に終了することに伴いまして、次期の契約を結ぶため、参考見積をもとに予算要求したことと、消費税の増税に伴うものが要因となっております。 以上です。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長(澤村誠一) 質問のありました14ページのごみ処理経費の 関連でございまして、搬入されるごみは一般家庭と企業等から排出されるごみがありまして、的確に区分されているのかというご質問でした。

保健衛生センターでは、一般家庭系のごみと事業系ごみにつきましては、受け付けのときにまず区分を直接確認してございます。荷おろしが終了した際には、料金精算時に伝票により住所、名前、事業所名、ごみの種類、手数料などについて、区分の再確認を行っている状況でございまして、2回チェック体制で確認をさせていただいております。

○**議長(阿久津武之)** 消防総務課長。

○消防本部総務課長(車和則) ご質問いただきました消防施設整備費は、消防車両そ

の他事務連絡車、消防機材の更新でございまして、中でも水槽付消防ポンプ自動車は、那 珂川消防署配置水槽付消防ポンプ自動車の老朽による更新でございます。

搭載する装備品につきましては、使用できるものは再使用を予定しています。 以上でございます。

○**議長(阿久津武之)** 病院総務課長。

○病院総務課長(澤村雅彦) 病院関係につきまして、3点の質問がありました。私のほうは1点目、2点目。3点目につきましては病院長のほうから説明をさせていただければと思います。

まず1点目の、資金期末残高が6億5,466万9,000円の現金があるのに、それを 企業債の一括償還に充てられないかというご質問でございますが、借り入れの先が銀行資 金の場合は一括償還することによりまして支払い利息を減額するというメリットがありま したので、平成30年度におきまして、1本繰り上げ償還をしております。

ただし、財政融資の資金の場合、一括償還をすることはできますが、繰り上げ償還する場合に補償金の支払いが生じることになります。補償金の額につきましては、例えば残りの支払い期間が5年あるとすると、その5年分の利息が対象になりまして、一括償還をしても金額的にあまりメリットがないという状況でございます。

また、地方債でございますが、借入金を将来にわたって償還していくことで、現在の納税者と将来の納税者との間に負担の公平を図るという機能も持っているのではないかと思うところでございます。

さらに、病院経営におきまして一番重要な件は、手持ちの現金を確保することでございますので、ご理解をお願いできればと思うところでございます。

続きまして2件目の、病児保育の事業の受託料の金額が、平成29年の決算額と平成31年度の予算額に大きな差の開きがあるということなのですが、病児保育事業につきましては、那須烏山市の事業として受け取りまして、事業費の積算に当たりまして、その中の1つの項目で、利用児童数に応じた加算という項目がありまして、例えば50人以上200人未満ですと255万あげます、200人以上400人未満だと433万4,000円という金額をあげますという契約になっているわけなのですが、平成29年につきましては、利用数が63人という状況でして、50人以上200人未満に該当して、実際もらえたのは、先ほど議員のほうから話しましたように、そのほかの区分の項目を足しまして737万1,000円という数字でして、今回、当初予算で上げた金額につきましては、その1つ

上のランクの200人以上400人未満の区分ということで上げているので、若干、百何 十万の差が出ております。

この金額につきましては、那須烏山市のほうと整合を図っているものですから、ご理解 をお願いできればと思います。

ただ、今日現在で、病児保育の利用人数は74人ということで、市町村別に申し上げますと、那須烏山市が39人、那珂川町が12人、その他の市町村23人ということになっておりまして、運営上、特に問題は発生しておりません。よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿久津武之) 病院長。

○病院長(宮澤保春) DMATについてのご質問ですが、昨今、震災等でよく耳にするDMATでございますが、災害派遣医療チームの英語訳の略語なのですが、国では大きく分けて2つございまして、1つは日本国中どこにでも行って活躍するようなもので日本DMAT。それから都道府県単位で、県内で活躍する医療圏のDMATというものがあります。我々が平成30年4月1日に指定を受けましたのは、このローカルDMATということで、栃木県内で活動をすることを前提にしたDMATでございます。

災害が発生しますと、地震、台風、自然災害とか、あるいは航空機、列車事故等の大規模な事故が栃木県内で発生した場合に、県の要請を受けて被災地に行きまして、情報収集やトリアージ、患者の治療及び消防機関と連携した患者の搬送などの業務を行っていきます。

また、他地域に出かけるわけですが、当地で災害が起こった場合には、立ち入った現場にDMATが参集しますので、そのDMATと一緒に協力して広域の災害救助に当たるというような。

現在の那須南病院のDMATの登録体制は、医師が4名、看護師が7名、技師5名の、 軽16名ですが、実際に災害が発生しました場合には、1チーム、医師、看護師、業務調 整員を構成員としまして、おおむね5名程度で出動することになっております。 以上です。

○議長(阿久津武之) 中山君、漏れはないですね。

○9番(中山五男) ありがとうございました。全部いただいたんですが。
消防設備の質問について再度質問したいのですが、ここの広域は非常に財政上厳しいで

すね。ですから、豊かな広域行政と肩を並べたような設備は、なかなか不可能ではないか と思うんです。

そういった面で、今の南那須広域の消防の設備というのはどうなのかなと、ちょっと感じて、これを質問の1項目に入れたわけで、この辺のところはどうなのですか。よその広域の消防から比較してみてですよ。

○議長(阿久津武之) 消防長。

○消防長(菱沼則康) 私ども広域の消防にあっては、議員各位のご理解をいただきまして、人口割にすると非常に優秀なものが揃っていると思います。

ただ、今回、31年度の当初予算に要望しました那珂川消防署の水槽付消防ポンプ自動車は、次長のほうからも話がありましたとおり、老朽化が進んでいる。どうしても、災害に行ったときに現場に着かないようなことも、もしかするとあり得るかもしれないというようなところで、要求させていただきました。

今年度、那須烏山消防署の水槽付消防ポンプ自動車が配備になりました。今まであった車両を、急遽、那珂川消防署の、通称タンク車と言われているのですが、それが機能できなくなった場合にはちょっと困るなということで、那須烏山消防署にありました水槽付消防ポンプ自動車を、一時期、那珂川消防署に持っていって使おうというようなことで、今考えているわけでございます。

そういったところで、ぜひご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長(阿久津武之) いいですか。

では、平塚英教君。

○10番(平塚英教) それでは、平成31年度の一般会計と病院会計で、何点か質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど詳細の説明がありましたので、おおむね理解をしたのですが、一般会計の14ページ、し尿処理費の中の19番、負担金、補助金及び交付金で、負担金の中に、環境保全協力金というのが4,000円。これはどちらに払うのか。

それとこの下の、廃棄物と環境を考える協議会、これは、その組織がどこにあって、組合としては会議がどのぐらい開かれて、誰が派遣されて協議会に行っているのか、内容について説明いただきたいと思います。

次に16ページ、4目の一般廃棄物処理施設整備費の委託料615万3,000円なのですが、建設候補地選定支援業務委託料、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料とあるのですが、昨年の補正予算で、繰越明許したのは、建設候補地選定支援業務委託324万なのですが、これがここに入っているのか入っていないのか。翌年度繰越額324万ということなので、既にこれは29年度の事業として取り組んでいますよね。このほかに、この615万3,000円が使われるのかどうか。その事業内容について説明いただきたいと思います。

次に19ページ、消防総務費の19の負担金、補助及び交付金。この中に、例えば救急救命士養成研修会243万とあるのですが、何人ぐらい派遣を予定しているのか。その下の救急隊員学術研究会が1万となっていますが、これも、どなたかを派遣されますか。消防救急自動車運転技能者研修会8万6,000円とありますが、これについても派遣人数等について説明いただきたい。また同様に、小型船舶免許取得講習会が10万1,000円でございまして、何人派遣されるのか。小型船舶免許更新講習会が8,000円。あと小型移動式クレーン玉掛け講習会7万3,000円、危険作業主任技術講習会2万円、テクニカルロープレンジャー講習会4万8,000円、日本臨床救急医学会2万円。これは消防のほうで派遣されるのか、それともこの中に、南病院医師の関係で入っているのか、この点について説明いただきたいと思います。

そして27の公課費でございますが、小型船舶操縦士登録免許税とあるのですが、これは何人ぐらい登録されているのか。救急救命士登録税も同じでございまして、我が組合の消防署においては何名登録されているのか、説明をいただきたいと思います。

次に、先ほどの説明の中で、南病院には人工透析をされる専門医がいないので、週3日程度しかできないというような説明があったのですが、週3日というのは1週間のうち何曜日と何曜日と何曜日なのか。1週間で何人、透析ができるのか。そして、専門医をぜひ招聘してもらいたいと思うのですが、これの対策についてはどんなことになっていますか。最後に、27ページの院内保育108万とありますが、院内保育については何人ぐらい保育されるということで進めているのか、内容について説明をお願いいたします。

○議長(阿久津武之) 衛生センター所長。

○**保健衛生センター所長(澤村誠一)** 14ページのし尿処理費の19番の負担金、補助及び交付金のご質問がございました。

まず1つ、環境保全協力金4,000円でございますが、これは年に2回、し尿処理の清

掃汚泥を北茨城市にございます事業所のほうでお世話になりまして、処理させていただい ているものでございまして、その北茨城市のほうに、協力金という形で4,000円支払 いをしているものでございます。

もう1つ、廃棄物と環境を考える協議会でございますが、同じく北茨城市の市長が会長になっている協議会でございまして、年1回、協議会が開かれております。参加者は、関東一円の自治体などがございまして、主に組合長や管理者というような長が集まりまして、年1回協議会を開いているものでございます。

○議長(阿久津武之) 事務局長。

○事務局長(塩野目修一) 私のほうでは、一般会計の16ページ、4目の一般廃棄物 処理施設整備費の中の13節委託料等について説明をさせていただきたいと思います。

議員のご質問のとおり、平成29年度の決算におきまして、324万円を次年度に繰り越しをさせていただいたところでございます。そのため、30年度中におきまして、総額658万円かけまして、建設工事支援業務委託料を実施したところでございます。31年度の予算書にあります615万3,000円のうち334万8,000円が31年度分の事業費というふうにご理解をいただきたいと思います。

残り280万5,000円につきましては、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料となっておりまして、この地域計画につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を受けるために必要な計画となっておりまして、この計画はおおむね5年程度の計画期間となっておりまして、廃棄物処理施設、リサイクルシステム等の方向性を示すとともに、ごみ量やリサイクル率などの目標値を設定するものでございます。

以上です。

○議長(阿久津武之) 消防総務課長。

○消防本部総務課長(車和則) 先ほどご質問いただきました負担金の内訳につきましてご報告いたします。

まず救急救命士の養成研修会とございますのは、救急救命士の新規養成研修のための負担金でございます。243万円、1名を派遣の予定です。

栃木県救急隊員学術研究会は、この研究会に参加するために必要とする負担金であります。 勤務の都合によりまして、行ける範囲内で参加をしたいと考えています。 消防救急緊急自動車運転技能者研修会につきましては、栃木県にもございますが安全運 転協会からの勧めで、消防救急自動車を安全に走行するための技能者研修会であります。 これは毎年1名が参加しております。

小型船舶免許取得講習会でございますが、新規に取得をするための養成研修負担金です。 1名の予定でございます。

その下にあります、小型船舶免許の更新講習会は、5年に一度の更新講習が必要でございます。そのための費用です。おそらく1名です。

潜水士免許取得講習会も同じでございまして、講習会に参加するための費用でございます。1名です。

小型移動式クレーン、5トン未満の小型移動式クレーン及び玉掛け操作の講習になります。1名が参加予定です。

危険作業主任者講習会でございますが、硫化水素等の危険なガスなどが発生したときの、 危険作業のための技能講習の参加費用でございます。1名の派遣予定です。

テクニカルロープレスキュー講習会につきましては、都市型救助器具の取り扱い講習を するための研修費用でございます。1名の参加予定です。

日本臨床救急医学会でございますが、ここでは消防本部が救急医学会に参加するための、登録するための負担金でございます。

小型船舶操縦士登録免許税につきましては、新規で登録する場合の登録免許になってございます。1名でございます。

救急救命士も同じでございまして、免許を取得して一番最初に登録するための税でございます。

以上でございます。

○**議長(阿久津武之)** 病院総務課長。

○病院総務課長(澤村雅彦) 人工透析関係ですが、まず何曜日に実施しているかということでございますが、週3日ということで、月曜日、水曜日、金曜日に実施をしております。人数につきましては、午前中が9人、午後9人の1日18人で、3日を掛けますと1週間で54人ということになります。

あと、専門医の確保対策につきましては、事務長のほうから説明を申し上げます。

もう1つの、院内保育の人数ですが、院内保育につきましては、月曜日から金曜日の平日、あと第1と第3火曜日につきましては夜間保育等も実施しておりまして、約5人の児

童をみております。 以上です。

○**議長(阿久津武之)** 病院事務長。

○病院事務長(南木信男) 透析医師の確保対策についてですが、自治医科大学の寄附 講座という制度を利用しまして、平成29年10月より、栃木県南那須地域医療講座とい う講座を設置しておりまして、これは勤務先を那須南病院ということで、全国に向けて医 師を公募しております。これで応募があった場合には、大学の正式な職員として採用され、 そして那須南病院との間で医師派遣協定を結ぶというものでございます。

以上でございます。

○10番(平塚英教) ありがとうございました。大体わかりました。

参考までに、救急救命士の資格を持つ消防署の署員は何名いらっしゃいますか。

あと、昨今いろいろ問題になっているのは、これは全く話が違いますが、いわゆる救急 車の、非常事態の場合には当然呼んでもらうのですが、しかし、あまりにも軽微なという か、必要のないというか、救急車の使い方をされてることが社会問題になっていますよね。 それについてはどんなふうに住民に理解と協力を求めるか、広域の側の考え方についてお 示しいただければと思います。

○議長(阿久津武之) 消防警防課長。

○消防本部警防課長(川俣寿行) ご質問の救急救命士の数ですが、30年4月1日現在ですと34名になっております。現在、研修所に1名入所しておりまして、今年度中に1名がふえれば35名になる予定でございます。

先ほどありました、小型船舶操縦士の免許も、どのくらいかということでしたが、現在、 うちのほうは50歳以上は講習はしなくて結構ですという内規がございまして、河川にお けるボートの操縦になりますので、危険が伴うので、50歳以上の方はいいかなというこ とで、講習はさせておりません。現在19名が取得しております。

それと、救急車の適正利用でありますが、当組合のほうは、全国規模におきましても、 それほど必要でない救急車の要請はあまりございませんので、データ的に見ますと、軽症 といって、病院に行ってもすぐ応急処置をしてもらって帰るという傷病者は結構な数がい るのですが、やはり救急車が必要ですよといって、助けを求めて119番しておりますので、そういった適正利用に関しては、ポスター等、全国消防庁会で出してはおりますが、 周知はその程度でございます。

○10番(平塚英教) わかりました。ありがとうございました。

○議長(阿久津武之) いいですか。

久保居光一郎君。

○7番(久保居光一郎) 一般会計予算書から、先ほど先輩議員が質問したのと同じ部分なのですが、12ページの3款2目13節委託料の部分で、1,978万8,000円、火葬業務委託料、火葬設備改修工事技術支援業務委託料、斎場予約案内システム改修業務委託料とあるのですが、私は広域の議員は初めてなものですから、ちょっと教えていただきたいのですが、斎場予約案内システム改修業務委託料というのは、この1,978万8,000円のうち幾らぐらいなのか。

それから、その下に14節使用料及び賃借料として、同じく斎場予約案内システム使用料が40万7,000円あります。これは、私が不勉強なのですが、斎場予約のときには電話を入れればそれでいいのかなと思うのですが、システムというのはどういうものなのか、その説明と金額について、一つ教えていただきたい。

もう1点は、これは要望なのですが、やはり先ほど先輩議員のほうから、消防車関係で、 本組合は大変財政が厳しい中、いかがなものなのかというようなご意見もございました。 しかし、それだけ優秀な設備を備えているからには、消防署員の方々も皆さん、それだけ の意識を持って、日々訓練などにも励んでいるのだろうなと感じております。

ですから、さらにそういう皆さんの、財政が少ない中、そういう立派な消防車を入れて やっているんだという意識をさらに高めていただいて、今後も努力をしていただきたいな と。

それからDMATについても質問がございます。私は四、五年前から、何人かの住民に、DMATはうちのほうの南病院にもないんですかというようなことを聞かれたことがあります。そうか、私も、もし広域に行かせてもらったら、そういう質問をしようかなと前から考えていたのですが、これもローカルDMATという形でできたということでございます。

ですから、こちらもやはり、実際は出動しないのがいいのですが、近年の天変地異を考

えると、いつ、どういうときに、この地域がお世話になるか、またほかへ出動するかわからない状態でありますが、これもまた頑張っていただきたいなと。これは要望でございます。答弁は結構でございます。よろしくお願いします。

まず1点目のほうだけ。

- ○議長 (阿久津武之) 総務課長。
- ○総務課長(岡誠) 斎場の件につきまして、2点ほどご回答をさせていただきます。
- ○7番(久保居光一郎) 案内システム改修業務委託料の金額だけでいいですよ。
- ○総務課長(岡誠) はい。金額が16万2,000円になります。
- ○7番(久保居光一郎) 業務委託料が16万、それと斎場予約案内システム使用料が40万だから、大体56万ぐらいですね。これはどういうあれなんですか。ただ電話で受けるんじゃなくて、1日に2件依頼があったり3件依頼があったり、日によって違うのでしょうけれど、それは、我々はただ電話で受けてあれするのかなと思うのですが、どういうシステムになっているんですか。
- ○議長 (阿久津武之) 総務課長。
- ○総務課長(岡誠) 先ほど申し上げました16万何がしにつきましては、あくまでも 今年度限りのシステム改修費になります。

その下の使用料及び手数料に関しましては毎年度発生します予約システムになっていまして、実際の予約の仕方なのですが、まず、予約するには、広域の場合は登録が必要になっています。ですので、現時点で登録業者が予約をすることになっております。あと市と町になっています。

まず、インターネットで仮予約をします。その後、斎場のほうから使用届がファックスで送られてきます。その使用届をもちまして、市のほうに行って火葬許可証を、死亡届と併せて出していただきまして、それをファックスを市のほうからしていただいて、正式な本予約という形になります。ちょっと複雑な流れなのですが。

- ○7番(久保居光一郎) わかりました。
- ○議長(阿久津武之) ほかに質疑はありませんか。
 小堀君。
- ○1番(小堀道和) 大体中身がわかってきたので、2点だけ確認させてください。

まず、南病院の中で、2ページですが、資本的収入に対して、考えると、9,006万2,000円が不足なので、これを過年度分損益勘定留保資金で充てるということなのですが、まず、この過年度分の留保資金そのものは何かということと、あとは、当然、資本的収入で賄えるのが一番いい状況なので、これだけは本当にしなければいけないというのが、これから来年、再来年と考えたときに、見込みも含めて、これは大丈夫だよという、市民から聞かれたときに説明できるような、そんな内容の説明をお願いします。それが1点です。

もう1つは、一般会計予算の中で、16ページに、話題のごみの焼却施設関係の基金、31年は9,000万ちょっとを計画して、積み立てることにしていますが、この参考資料のほうに、今幾らこれでたまるかというのが4ページにあります。4ページの一番最後のところに、31年に9,013万6,000円を組み立てると、年度末には5億4,121万6,000円たまるという計画になっていますが、一番心配しているのは、目標が幾らぐらいためるのか。したがって、この厳しい財政の中で、毎年9,000万円ためても、あと何年かかるんだというような、大まかな見通しを、今考えている範囲で答えてもらえると、すごくわかりやすいかなと思うので、この2点をよろしくお願いします。

○議長(阿久津武之) 病院総務課長。

○病院総務課長(澤村雅彦) まず留保資金関係ですが、留保資金につきましては、水道事業も同じだと思うのですが、減価償却とか資産減耗費がありまして、現金の支出を伴わない費用が内部留保資金ということでたまってくるわけですが、額的には、平成30年度末で8億3,826万8,000円ぐらいを予定しておりまして、将来の金額がどうかというお話なのですが、大規模改修にしろ、今後新設の建設にしろ、他の病院の状況を見ますと、大部分が企業債を財源としまして、改修費用などに充てております。

あと、医療機器の整備につきましては、企業債とか、この内部留保資金を使っているという状況が、公立病院でも同じように考えていますので、当病院におきましても、医療機器の整備に当たりましては、この内部留保資金を使いまして整備をしていきたいと考えて

いるところです。 以上です。

○議長 (阿久津武之) 管理課長。

○管理課長(田所明) 一般廃棄物関係の基金の積み立て計画でございますが、ごみ処理施設は稼働予定が平成39年度、し尿につきましては平成42年度を予定しております。26年から積み始めまして、9,000万のうち、ごみが6,400万で、稼働の前年、平成38年までの13年間で8億3,200万円を計画しております。し尿につきましては、平成42年が稼働予定ですので、前年の41年度までで16年間、毎年2,600万円で、積み立て計画としては4億1,600万円を計画してございます。以上です。

○議長(阿久津武之) 小堀君。

O1番(小堀道和) 確認ですが、南病院の留保金、これは8億あるということなので、これは毎年、今までを見ていると、たまるほうが多いのか使うほうが多いのかというのが説明がなかったので、たまっているというのであれば安心だなという感じがするので、それが 1 点。

それと、今のごみ処理の関係は、毎年9,000万ぐらいを積み立てれば、今の計画で結構確実なものだから、これを頑張ってやるんだよという、そういう意識でいいんですか。 その2点です。

○**議長(阿久津武之)** 病院総務課長。

○病院総務課長(澤村雅彦) 内部留保資金の増減額ですが、29年のときは9億2,3 18万7,000円ほどありまして、30年度につきましては高額な医療機器の整備等を行いましたので、留保資金が減ったと。あと、損益のほうでお示ししたように、病院事業につきましても昨年同様赤字が出るという予定で組んでおりまして、その関係で留保資金は30年度末には減りますが、31年度が、今の予定ですと増えまして、9億218万円ぐらいになる予定です。

以上です。

- ○議長 (阿久津武之) 管理課長。
- ○管理課長(田所明) 26年当時の事業計画では、まずごみ処理については一般財源の同額を積み立ていたしまして、し尿については520万円ほど不足はしますが、ほとんどこの積立金で一般財源のほうを賄う予定でございます。
 以上です。
- ○1番(小堀道和) 了解です。頑張ってください。
- ○議長(阿久津武之) いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わりにしたいと思います。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第9号 平成31年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成31年度南那 須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。 続きまして議案第10号 平成31年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負 担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成31年度南 那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いた しました。

続きまして議案第11号 平成31年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(阿久津武之) 異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成31年度南 那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定いたし ました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は2時10分といたします。

【休憩】(午後13時57分)

【再開】(午後14時10分)

◎日程第7 一般質問

○議長(阿久津武之) 再開いたします。

日程第14 一般質問を行います。一般質問の時間は30分で、答弁の時間は含みません。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、30分を超えた場合は制止いたしますのでご了承願います。

では、通告に基づき、10番、平塚英教議員の発言を許可いたします。

10番、平塚英教君。

[平塚英教議員 登壇]

○10番(平塚英教) それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を進めていきたいと思います。

昨年の9月28日に決算議会がありましたが、そこで一般質問をしておりますが、ほぼ 同じような内容の質問になってしまうかもしれませんが、あれから半年は経過しておりま すので、さらにいろいろ進展をしているのかなと期待を込めまして質問しますので、よろ しくお願いします。 まず、那須南病院の大規模改修及び病院スタッフの体制強化について質問をいたします。 平成元年に建てました那須南病院の老朽化に伴いまして、大規模改修の必要性というの が課題になっているわけでございます。 さらに、病院の施設関係も空調とか電気とか衛生とか、そういう面で近代的な医療に対応するためにも、さらには透析医療の充実のためにも進めなければならないということで、大規模改修の検討が始まったということでございます。

これにつきましては、現在の病院を稼働しながら、増築リフォーム改修を行うのか、さらにまた別の方法として、新たに病院を構築して、そこに移転をするのか、このようなことを那須南病院施設整備検討委員会を開催して、大規模改修の構想を策定されるというようなことで進めていると思うのですが、その後、この委員会は開催をしているのかどうか。その基礎となる資料作成をコンサルタント会社に委託を行うということで、先ほど当初予算で600万の費用を採択したということでございます。

このコンサルタント会社に委託をして、基礎調査から始まり、さらには内容等についても詳細に検討されるということでございますが、いつまでにこのコンサルタント会社の資料が作成されて、大規模改修の全体構想が明らかになるのか、今後のスケジュール予定を説明いただきたいと思います。

2つ目は、平成2年にこの那須南病院が開院しております。開院当初から29年間の長きにわたって、当地域の医療の進展と若手医師育成に献身的に貢献をされました関口忠司 先生には、本当に感謝にたえない状況でございます。

しかしながら、この南那須地域の医療を取り巻く情勢はますます厳しさを増し、少子高齢化というような状況の中で、何といっても地域医療は医療スタッフの充実が最も大事であろうと私は考えます。

そういう意味で、地域医療の中核病院として、今後とも安定した医療確保を進めるため に、同病院の医師、看護師等の医療スタッフ充実のためにはどのような対策を講じておら れるのか、内容等についてご説明をいただきたいと思います。

2つ目の質問は、ごみ処理施設等の用地確保についてお尋ねをいたします。

ごみ処理施設・リサイクルセンター及びし尿処理施設の新たな施設建設に向けた取り組みが検討されておりますが、現在の敷地内には新規にこのような施設は建てられないということでございます。これまでの検討スケジュールでは、平成32年度にかけて建設用地の選定を進めていると思いますが、具体的な建設用地の確保に向けて、現在どのような対策を講じているのか、説明をいただきたいと思います。

昨年の9月28日の決算議会におきましては、324万のコンサルタント料を決めたわ

けですが、それが新年度に繰り越しされたということでございます。既にコンサルタント 業者とは契約は済んでいるものと思うのですが、これにつきましても、いつまでに資料が でき上がり、議会等にも説明がされるのか、検討内容の説明をいただけるのか、お尋ねす るものであります。

最後に、広域行政の地域防災計画についてお尋ねをいたします。

これにつきましても、昨年9月28日の決算議会の中で質問しましたところ、南那須地 区広域行政事務組合の地域防災計画策定については検討を進めていただけるという回答が あったと思います。

私がきょう持ってきたのは、那須烏山市の防災計画でございます。しかし、いわゆる広域行政においては、市町村の専門的な見地、あるいは技術から、指導的立場に当たるのが 広域行政なのかなと思っています。

そういう意味では、やはり市や町の防災計画と結んで、広域行政のほうの、上位になるのか同列になるのかよくわかりませんが、防災計画が必要ではないのかなと考えるものであります。

現在、この広域行政の地域防災計画策定に向けての取り組みはどのような進捗状況にあるのか、説明をお願いします。

これで1回目の質問を終わります。

○**議長(阿久津武之)** 組合長。

○組合長(川俣純子) 平塚議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の那須南病院大規模改修及び病院スタッフの体制強化についてですが、那須南病院施設整備検討委員会を昨年8月と11月に2回開催し、病院の大規模改修について、 今後の進め方を協議しました。

協議の結果、那須南病院の建物・設備等の大規模改修及び人工透析施設などの医療機能 充実のための施設整備の計画を検討するため、平成31年度予算にコンサルタント会社の 基礎調査業務委託費を計上いたしました。

また、今後のスケジュールについては、平成31年5月から基礎調査を開始し、適宜、 同施設整備検討委員会で協議しながら、最終的には12月までに調査内容を取りまとめる 予定を考えております。この調査内容を踏まえ、2月の正副組合長会議で整備の方向性を まとめ、同月開催の組合議会において、議員の皆様方にご説明をしたいと考えております。

次に、病院スタッフの体制強化についてのご質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり、那須南病院は南那須地区唯一の二次救急医療機関として、365日24時間体制で患者を受け入れております。今後も、病院の安定的な経営及び医療の提供には、医療スタッフの確保が大変重要であります。

特に、医師の確保については、私みずから年に数回、栃木県、自治医科大学、獨協医科大学に直接出向き、医師派遣要請を行っております。先ほどの透析の循環医師と同じですが、病院長もまた、自治医科大学とのパイプを生かし、医師確保に努めております。平成29年10月からは、自治医科大学に寄附講座を設け、医師の公募を行っているところであります。

また、看護師の確保につきましては、自治医科大学と連携し、経験豊かな看護師を派遣いただいているほか、新規採用職員の確保対策として、看護学校等の学生向けの奨学資金制度があり、利用促進活動を実施しているとともに、そのほか、高校生を対象としたふれあい看護体験や、中高生を対象に職場体験を実施し、参加者に医療職への就業につながるよう努めています。

次に2点目の、ごみ処理施設等の用地確保対策についてですが、建設候補地につきましては、平成30年5月に設置いたしました一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会で検討を行い、平成31年8月までには最終候補地1カ所を、組合長の私に報告される予定であります。

また、現在の状況ですが、委員会を平成30年7月に第1回、9月に第2回、平成31年2月に第3回を開催し、コンサル業者の作成した設計可能な区域、図などを参考にしながら一次選定を行っているところであります。

次に3点目の、広域行政の地域防災計画策定についてお答えいたします。

まずは、災害時の当組合施設ごとの対応についてですが、消防は住民間の連絡、県や市町からの要請を受け活動する、どちらかといえば受け身の立場になります。また、病院、衛生センター、斎場につきましても、県などからの要請で広域的な災害対応の協力を行うこととなりますので、組合組織としましては、横断的なつながりが薄いのが実情であり、全体を統括する独自の地域防災計画の策定はなじまないものと考えております。

しかしながら、消防と病院においては、現に相互に連携が図れており、その他施設においても、連携や調整により迅速かつ的確な行動を行うことが重要であると考えております。

したがいまして、那須烏山市及び那珂川町の地域防災計画を十分に考慮し、有事の際には急を要さない業務を行う職員に対し、具体的な行動マニュアルと時間経過に合わせた行動の優先順位を示す初動対応のマニュアルの作成を検討しているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長(阿久津武之) 10番平塚君。

O10番 (平塚英教) ありがとうございました。

まず、大規模改修でございますが、これからコンサルタントに委託をして、専門的な中で検討を図るということでございますので、その完成品がないと、具体的な論議はできないなと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

ただ、これは紹介になってしまうのですが、この間ちょっと北茨城市のほうに、市のほうの常任会議の研修で行ってきたのですが、そこには病床数が183、診療科目が16という、地域の中核病院があります。それで、東日本大震災をこうむったのですが、新たに丘の上に新しい病院を平成25年度に造りまして、これは北茨城市立病院なんです。そういうことで、公的病院として非常に頑張っておられます。

もともとは、昭和21年に大津町病院として設置されたということで、それが昭和33年に北茨城市に合併、併合になったんです。そのときに、北茨城市立病院として今、建っているわけで、さらに駐車スペースが360台ということで、茨城県北部の中核病院としてやられているということでございますので、非常に、うちのほうと似ているかなと思うんです。そういう意味で、これに限らず、公立病院の頑張っているところを研究していただいて、那須南病院も頑張っておりますが、他の病院でいいものはどんどん取り入れて、地域医療の充実のために取り組んでいただきたいなと思います。

(2) のほうですが、医療充実のためには何といっても医師、看護師等の医療スタッフの充実が必要だと思うのですが、これは2月19日の下野新聞に、16県で医師少数県ということで、栃木県はかろうじてそこには入っていないのですが、その2つ上のランクなので近いのですが、その中で、都道府県単位だけでなくて、それぞれの県内の複数市町村がまとまって指定されている二次医療圏というところ、全国に335カ所あるそうです。

その中で、上位3分の1が医師がいっぱいいる多数区域、下位の3分の1の112カ所が少数区域となっているのですが、本市の医師偏在指標は216.7で、全国29位なのですが、この二次医療圏ごとに見ますと、県南は399.1なのですが、宇都宮は197、そして両毛、県北、県西、県東とどんどん下がって、県北については136.3ということなので、県北、県西、県東は医師少数区域だと報道されているのですが、南那須地域は、二次医療圏では、どの辺までを。県北全部に南那須もエリアに入って二次医療圏になっているのかどうか。これはちょっと専門的なあれなのですが、おわかりいただけますでしょうか。

○**議長(阿久津武之)** 病院長。

○病院長(宮澤保春) 南那須地域におきましては、区分としては二次医療圏として、 県北の医療圏に属しております。地域医療構想会議というのが各二次医療圏で行われてお りますが、その会議において、県北のほうで話し合っているのですが、ただ、県北に関し ては、かなり面積的に広いということがありまして、地域医療構想の中では二次医療圏と して考えるのですが、それぞれ、県北、あるいは塩谷、南那須と、それぞれの中でも考え なければいけないという、地域性を少し考えましょうという、そういう結果になっており ます。

○議長(阿久津武之) 10番 平塚君。

○10番(平塚英教) 偏在は当然、大都市の人口密集地帯に医師がどうしても、マーケティングですから、患者さんが多いところに医師が張りつくのは自明の理で、本来それを厚生省とか都道府県が、医師の配置を一定のルールに基づいてちゃんと配分すべきだという意見もあるけれど、いわゆる職業選択の自由と憲法に謳っていますから、それを規制するわけにもいかないということですよね。

埼玉県などでは、県総合医局構想ということで、医師や県の指導で、医師の紹介で派遣に乗り出しているということで、県内で働きながら先端医療に触れたり、スキルアップが図れるような、地域医療教育センターをオープンしたとありますので、栃木県もぜひ、そういうものを学んで、これは誰に言ったらいいかわかりませんが、うちのほうにも派遣していただけるような方策を検討してもらいたいと思うのですが、これは要望ですが、お願いいたします。

それで問題は、やはり先ほども人工透析の専門医がいないというのと、整形外科が常駐していないということですか。その辺が、ちょっと私はわかりませんので、今度新しく1人ふえるんですかね。その辺の、那須南病院の医師の構成について、説明をお願いしたいと思います。

○議長(阿久津武之) 病院長。

○病院長(宮澤保春) 現在、整形外科医につきましては1人常勤がいます。プラス、 週3人の非常勤の応援に来ていただきまして、手術等を一緒に行っております。 来年度ふえますのは内科医が1名でございますが、これは新しい専門医制度という中で、 医師の3年目からの内科の専門医の研修の一環として、1年間だけ地域の病院に出ましょ うという制度がありまして、自治医科大学のほうから来ていただいて、1年間という期限 つきですが、専門医研修をしていただくということになっています。

ですから、再来年以降、そういう方がおられるかどうかはまだ未定でございますが、とりあえず来年度はプラス1という形で雇用したいと考えています。

○議長(阿久津武之) 10番 平塚君。

○10番(平塚英教) 那須南病院の医師関係は、そういう説明でわかりました。

それプラス看護師が、今の体制の中で充足されているのか、足りないのか。その他の医療スタッフも含めて、今、那須南病院としては医療がどういう状況にあるのか。かつて、看護師がどうしても足りないために、なかなか困難な時期もあったのですが、現在はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長(阿久津武之) 病院長。

○病院長(宮澤保春) 現在のところ、看護師等は極端に不足しているということはありませんが、やはり高齢者がふえる中で、看護業務もふえていったり、あるいはどうしても女性ということもありまして、産休育休の方がかなり多く出てくるということもあります。

ということで、一応基準からいうと何とか基準を満たすという形で、毎年推移している ところでございます。非常に余裕があるというわけではありませんが、何とかやっていっ てるというような状況です。

○議長(阿久津武之) 10番 平塚君。

○10番(平塚英教) ありがとうございます。とりわけ、栃木県全体から見ると、医療過疎の地域でございますので、那須南病院の果たす二次救急及び総合診療というか、そういう点からすると、非常にありがたいし、役割は重要だと思います。なるべく、少子高齢化は進みますが、健康な生活を送りたいと思いますので、予防医学、あるいは急性期、慢性疾患等にも対応して、できるかぎり健康な生活が送れるようにご努力をお願いしたい

と思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、ごみ処理施設等の用地確保についてでございますが、これにつきましては、 既にコンサルタントに頼んでおりまして、先ほどの組合長の説明では、何カ所か候補地が 検討されたと聞いておりますが、最終的に8月までに1カ所にそれを絞るための選定作業 に入っているということですが、実際は、候補地としては何カ所選定されたのか。場所等 はまだ、あちこち問題になってしまいますので、何カ所ぐらい候補地が出たのか、もしわ かればお願いしたいと思います。

○議長(阿久津武之) 事務局長。

○事務局長(塩野目修一) お答えしたいと思います。建設候補地を最終的に1カ所に 絞るに当たりましては、まず一次選定で6カ所程度に絞りまして、二次選定で3カ所程度、 三次選定で最終候補地1カ所というような、一次選定、二次選定、三次選定を経て、最終 候補地1カ所に決定する予定でおりまして、今現在、一次選定の6カ所を絞っているとこ ろでございます。

○議長(阿久津武之) 10番 平塚君。

O10番(平塚英教) ありがとうございます。

これは、いわゆる焼却施設プラス、リサイクル衛生センターとし尿処理施設も同じようなところにつくる考えなのか、それとも焼却炉とリサイクルセンターとし尿処理施設は別なところに設置する考えなのか。できれば1カ所に、今の衛生センターみたいにまとめてもらうのが理想かなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 (阿久津武之) 事務局長。

- ○事務局長(塩野目修一) し尿処理施設、ごみ処理施設とも、現在と同じように、同一敷地内での建設を計画しております。
- ○議長(阿久津武之) 10番 平塚君。
- O10番(平塚英教) ありがとうございます。

そういうことで、遅滞なく進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、広域行政の防災計画ですが、去年の9月28日の決算の質疑の中では、広域行政事務組合の地域防災計画を検討されるとあったのですが、先ほどの組合長の説明では、なじまないので緊急マニュアルを備えるというような話なのですが、それはそれであれなのですが、市町がつくった地域防災計画について、それを有効にするための広域行政の対応というか、広域行政は広域行政のそれぞれの役割というものがあろうと思うのですが、私としては、市や町の上に、専門的な知見や技能を持った広域行政が指導的な役割を果たすのではないかなと思って質問したのですが、例えば那須烏山市の防災計画では、風水害対策と震災対策、それと原子力災害対策と3つになっております。

それで、市の第1章第2節の防災関係機関の責務、業務の大綱というのがありまして、 市は地域における災害に直接対応する責任を負う地方公共団体として、市の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県その他市町村防災関係機関と連携しながら、 防災活動を実施すると。消防機関は、市の責務が十分果たされるように協力を行うと、こ のようになっているのですが、その点、もう一度、市が地域防災計画を実施するに当たっ て、このような連携と指導の立場で、もちろんやっているし、やられるのだろうとは思う のですが、その辺の考え方がもしあれば、お願いしたいと思うのですが。

○議長(阿久津武之) 事務局長。

○事務局長(塩野目修一) 9月議会のときに、平塚議員さんからのご質問は確かにございました。その際は、地域防災計画ということではなくて防災計画というご発言だったかと思いまして、今回の質問の趣旨とは若干違っているのかなと思います。

それで、今回の質問に対してでございますが、市町村の防災計画があって、それを指導する立場、その上位に、南那須地区の防災計画があったほうがいいのではないかというようなことですが、やはり防災計画は県の防災計画があり、その次に市町村の計画がありというのが防災計画だと思っております。

それで、広域行政の役割といたしましては、組合長が答弁いたしましたとおり、市町村 のそういった防災計画に協力をする立場だと考えております。

〇議長(阿久津武之) 10番 平塚君。

○10番(平塚英教) わかりました。防災計画ね。広域行政の防災計画ね。そういうことで、わかりました。

そういうことですので、市町村が地域防災計画を実施するに当たって、それに連携、協力、指導を果たせるようなことで進めていただきたいと思います。

特に、災害情報の伝達は非常に大事だと思うのですが、これについても、個々にいろいろな情報を受けるような機械を持っていると思いますので、その辺の災害情報伝達、あるいは避難勧告というものを含めた対応とか、あとは、救急救助の体制というか、それも市町村でいろいろやられているとは思うのですが、広域行政のほうでは専門的な技術と知見を持っていますので、実効力があるような、連携、協力、指導というものを進めていただきたいなと。あるいは医療救護体制についても、そのような体制をとってもらいたいなと思うのですが、その辺の、緊急時の対応マニュアルを考えられるということでの理解でよろしいですか。そのあたりの説明をまたお願いします。

○議長(阿久津武之) 消防警防課長。

○消防本部警防課長(川俣寿行) 先ほど以来、地域防災計画の話と、それを指導する 立場というお話が出ていますが、現在の議員のほうでお持ちの資料は、市のほうの地域防災計画の修正版というか、その案の状態だと思うのですが……。

○10番(平塚英教) 最近のやつですよ、これ。

○消防本部警防課長(川俣寿行) はい。市のほうに取り寄せをしたところ、現在見直 し中ということで、31年度の4月5月ごろには改正版を出す予定だということです。

その中に、我々もその資料をいただいておりまして、何かアドバイスがありましたら入れてくださいということでありましたので、一通り目を通しました。特に消防といたしましては、地域防災計画の策定の責務はございませんが、市町にそういったアドバイスをするということは常日ごろから考えておりますので、また救急救助といった専門分野においては、うちの警防計画なり、救助や救急のマニュアルもございます。それに沿って実施しているところであります。

我々の警防計画も毎年見直しをかけておりまして、30年度も幾つか見直しをかけたと ころもございます。ですので、市町の地域防災計画と密着した関係ではあるのかなと考え ております。 また、市町村は地域防災計画を毎年見直しなさいと災害対策基本法に明記されていると おり、各市町とも見直しをされていると思いますが、その折には意見を求められると思い ますので、うちのほうといたしましても、的確な意見を出したいと考えております。

- ○10番(平塚英教) 医療機関の関係は。もしあれば。
- ○議長 (阿久津武之) 病院長。
- ○病院長(宮澤保春) 地域防災ということに関しましては、なかなか病院のほうから ということは多分ないのかなと思いますが、我々としましては、事が起こったときに医療 体制を敷いて、受け入れの万全を期すという形で対応したいと思っております。

もちろん、何か意見を求められましたら、真摯にお答えしたいと思っております。

- ○議長(阿久津武之) 10番 平塚君。
- ○10番(平塚英教) 大体わかったのですが、また最初に戻って、最後の質問になりますが、今年度をもって定年退職を予定しているわけですが、関口先生が延長されて、統括管理官として医師の指導的な立場も含めて医療に当たられるということで、ありがとうございます。

それを踏まえて、やはり那須南病院は当地になくてはならない病院でございますので、 官民を挙げてこの南病院を守らなければならないと思うんです。そういう意味で、市内に はさまざまな、指導力を持った方もおりますので、そういう方の協力やお知恵をいただき ながら、この南病院を何とか、もっともっと地域に役立つように伸ばしていきたいと思い ますので、その辺も、組合長、副組合長、ぜひご検討いただきたいなということをお願い 申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

- ○**議長(阿久津武之)** 10番、平塚英教議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。
- O10番 (平塚英教) ありがとうございました。
- 〇議長(阿久津武之) 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成31年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

[午後14時49分閉会]